

平成26年度

図書館年報

柏市立図書館

平成26年度

図書館年報

柏市立図書館

柏市立図書館の運営理念

社会環境が著しく変化している中で、市民が自らの問題を自ら考え、意思決定していくために“知識”“情報”を入手する必要があります高まっています。

そこで、柏市立図書館は、市民が必要とする資料や情報を迅速かつ確実に提供するために、次の三つの柱を運営理念として掲げます。

- ・ だれでも、いつでも、どこででも利用できる図書館をめざします。
- ・ 市民のくらしと仕事を支援し、まちづくりに役立つ図書館をめざします。
- ・ 「図書館の自由に関する宣言」¹に基づいた図書館をめざします。

これらを実現するために、職員の専門的能力を高め、市民に信頼されるサービスを行います。また、運営についての情報も積極的に公開し、市民と行政が協力し合う図書館をつくっていきます。

¹ 図書館の自由に関する宣言

日本図書館協会 1954 採択、1979 改訂

「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもつとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。」

第1 図書館は資料収集の自由を有する

第2 図書館は資料提供の自由を有する

第3 図書館は利用者の秘密を守る

第4 図書館はすべての検閲に反対する

第5 図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る

柏市立図書館の運営方針

柏市では「みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏」を将来都市像とした『柏市第四次総合計画』を策定し、その中で、柏市立図書館は、生涯学習の拠点として位置づけられています。“市民の求める情報を確実に提供する”という基本的な図書館の機能にとどまらず、柏市としての魅力“柏市らしさ”を創出する手助け、また、子育て支援機能の役割を担うことも求められています。

さらに、これから図書館は、市民が自ら考え判断できるように、さまざまな情報の提供を行っていくことがこれまで以上に必要となります。また、市民と市政をつなぎ、豊かなまちづくりに役立つ最新の情報を常に発信していくことが求められています。

このようなことから、柏市立図書館は、前頁の運営理念のもとに、次のことを運営方針として掲げ、その実現・具体化・充実に努めます。

- 1 市民の“知る権利”を守り、その必要とするあらゆる情報を提供していきます。
- 2 子どもたちの豊かな心と生きる力を育み、また高齢者が豊かに暮らせるように支援します。
- 3 図書館の利用が困難なたを含め、あらゆる市民が利用できるよう、支援します。
- 4 柏市が“活力に溢れるまち”であり続けられるよう、社会の中核を担う勤労者の仕事に役立つ資料を揃え、市民の就業・起業などを支援します。
- 5 市内小・中・高校図書館及び大学図書館、また、県内各図書館や関連機関と連携し、資料・情報を提供するとともに、市民の享受できる図書館サービスの充実を図っていきます。
- 6 市民の市政参画を積極的に支援し、併せて行政に対し調査・研究及び政策立案の支援を行うことで市政の活性化の一端を担っていきます。
- 7 人間がより良く生きていくことに図書館は必ず役に立つという図書館の存在意義を信じ、図書館員は市民の要求に応えるため、その専門性を高めるよう、不断の研鑽を行います。
- 8 市民と共にある図書館であり続けるため情報公開を進めていきます。また、ボランティアの育成等を通じて市民参画を推進し、市民との協働による図書館運営を行います。

目 次

1	年表	2
2	図書館のこの1年	7
3	図書館の概要	10
4	サービスの概要	16
5	コンピュータシステム	20
6	図書館の組織	21
7	平成26年度予算	23
8	目で見る統計	25
9	図書館の活動状況(平成25年度)	30
10	統計表一覧	44
11	本館・分館所蔵雑誌・新聞一覧	50
12	法規関係	57

1 年表

昭和29年 4月	柏町立図書館設立（柏町公民館に併設）寺村紘二（教育長）初代図書館長兼務となる 柏町立図書館設置条例公布 柏町立図書館規則公布
5月	柏町立図書館開館
7月	館外貸出開始
9月	東葛市制施行
11月	東葛市立図書館に改称 柏市制施行に伴い柏市立図書館に改称
昭和30年 5月	第1回利用者の集い開催
昭和31年 4月	平塚秋司（教育長）図書館長兼務となる 貸出文庫開始
昭和32年 2月	石井清（社会教育課長）図書館長兼務となる
7月	土公民館図書室開館
9月	富勢出張所内に「富勢公民館図書室」を設置 光ヶ丘出張所内に「光ヶ丘文庫」を設置
12月	県立移動図書館（光ヶ丘ステーション）開設
昭和35年10月	中央公民館建設委員会結成
昭和36年 4月	田中公民館文庫開始
昭和37年 1月	中央公民館竣工 旧公民館から中央公民館に移転
昭和40年 2月	館報かしわ創刊号発行
4月	斎藤吉永（中央公民館長）図書館長兼務となる
昭和41年 1月	児童図書コーナー開設
11月	県立移動図書館（豊四季団地ステーション）開設
昭和42年 4月	図書寄贈者25名に感謝状贈る
昭和43年11月	お昼の読書会開設
昭和45年11月	お昼の読書会主催「市民古典講座」開講
昭和46年 8月	移動図書館「かしわ号」1号車運行
昭和47年 8月	古谷武雄（教育次長）図書館長兼務となる
9月	中央公民館から法務局柏出張所庁舎跡に移転 移動図書館第2号車を「なかよし号」と公募で決定
11月	野口重利（中央公民館長）図書館長兼務となる
昭和48年 5月	柏市立図書館規則全部を改正
6月	第1回図書館協議会開催
昭和48年10月	稻飯忠正図書館長就任

	11月	日本図書館協会へ柏市における図書館計画の策定を委託
昭和49年10月		柏市立図書館豊四季台分館が開館
	12月	新館建設工事着工
昭和50年 4月		近藤三郎図書館長に就任
	10月	新館建設工事竣工
昭和51年 3月		新館開館
	4月	図書選定委員会発足
昭和52年 3月		柏市立図書館豊四季台分館を拡張改装
	4月	石井和人図書館長に就任
		柏市立図書館資料複製物の提供に関する要綱の制定
昭和53年 4月		鎌木力図書館長就任
昭和54年 5月		柏市立図書館田中分館、南部分館、西原分館が開館
	7月	読書室の利用を夏季期間中二部入替制とする
昭和55年 3月		図書館業務にコンピュータ導入（委託） オンラインによる貸出開始
	4月	峯川喜代治図書館長就任
	5月	柏市立図書館電子計算機取扱要綱を制定
		柏市立図書館永楽台分館、布施分館が開館
	10月	県教育功労表彰者として社会教育団体の部で柏市立図書館が受賞
	12月	大型移動図書館車「なかよし号」運行開始
昭和56年 4月		視聴覚ライブラリー、中央公民館へ移管
	5月	重度身体障害者への図書郵送貸出開始
昭和57年 1月		柏市立図書館増尾分館が開館
	5月	柏市立図書館光ヶ丘分館、新富分館が開館
	6月	移動図書館車の車庫を新設
	11月	柏市立図書館規則全部を改正
		ねたきり老人等身体に障害のある人への郵送貸出開始
昭和58年 3月		図書館本館に点字ブロックを設置
	4月	柏市立図書館高田分館、根戸分館が開館
昭和59年 2月		柏市立図書館図書除籍基準を制定
	10月	柏市立図書館新田原分館が開館
昭和62年10月		柏市立図書館松葉分館、藤心分館が開館
昭和63年 4月		鈴木国慈図書館長就任
	6月	土南部小学校への学校訪問を開始
	11月	柏市立図書館本館に利用者用の端末器「ケンサクくん」を設置
平成元年 1月		図書館の将来像プロジェクトチームが発足
平成元年10月		同上プロジェクト「新しい時代の図書館サービスを求めて」を報告
		柏市立図書館全職員で構成する、担当別会議を発足

		図書館計画施設研究所へ柏市の図書館計画を委託
平成 2年	3月	同上研究所「柏市のめざす図書館サービス 2001 計画」を報告
平成 3年	1月	盲人用録音物等発受施設に指定される
	3月	第3次総合計画に図書館の整備が位置づけられる
		4万冊収容の保存庫を増築
	4月	図書館本館で19時までの夜間開館を試行
	7月	ブックリスト「よんでみませんか」を市内全小学校へ配布開始
平成 4年	4月	大関隆次図書館長就任
	10月	本館で夜間開館サービスを実施
平成 5年	4月	移動図書館「なかよし号」(三代目)を購入、運行開始
平成 6年	12月	レコードの貸出終了
平成 7年	1月	CDの貸出開始
	3月	本館サッシ等取替工事完了
	7月	ブックリスト「よんでみませんか」を市内の全児童へ配布開始
	10月	除籍図書を市民へ無償で配布する「リサイクルコーナー」を図書館本館に常設
平成 8年	3月	O C Rからバーコードへ変更完了
平成 9年	4月	新中央館建築計画プロジェクトチーム発足
	9月	全分館へのブックポスト設置完了
平成 11年	4月	立川誠一図書館長就任
	6月	新中央館建設予備調査検討委員会を設置
平成 12年	3月	(仮称) 柏市立中央図書館建設予備調査報告書(案)を作成
	12月	本館で排水管工事を実施
平成 13年	3月	利用者用図書検索端末機(O P A C)の機種入れ替え及び各分館への導入
平成 14年	4月	柏市ホームページでインターネットによる図書館蔵書検索システムを開始
	5月	ブックスタート事業を開始
	6月	本館で空調設備全面改修工事完了
平成 15年	9月	移動図書館車「なかよし号」を廃止
平成 16年	4月	宮間健図書館長就任
		月末の館内整理日を廃止、分館の平日10:00開館開始
平成 17年	3月	沼南町との合併に伴い、沼南分館・高柳分館を加えた16分館体制へ
	4月	各分館におけるおはなし会の定期開催への試み開始
平成 17年	8月	図書館だより再創刊「てのひら」第一号発行
	10月	ブックスタートパック受け取り 1万組達成
平成 18年	3月	旧沼南町域における移動図書館業務を終了
	4月	成島勉図書館長就任
		子ども読書活動優秀実践図書館 文部科学大臣表彰
	11月	本館機能強化に係る検討報告書を作成

平成19年	1月	O P A C 予約開始
	3月	「新中央図書館・整備基本構想」策定（教育総務課）
		「柏市子ども読書活動推進計画」策定
	4月	全館祝日開館を開始
		9分館から職員引き上げ
	9月	インターネット予約を開始
	10月	本館内に「シニアライフ応援コーナー」を開設
	11月	第1回図書館まつりを開催
平成20年	1月	図書館ホームページの機能向上
	3月	「新中央図書館整備基本計画」策定（教育総務課）
	4月	7分館から職員引き上げ（平成20年度から豊四季台分館を除く全分館を臨時職員のみで運営）
	5月	携帯電話用ホームページを開設
		沼南分館内に学校図書配達コーナーを設置
		柏市立図書館の運営理念及び運営方針を策定
	7月	文部科学省委託事業（平成20年度地域の図書館サービス充実支援事業）を柏市図書館サービス充実支援実行委員会（事務局：柏市立図書館）が受託
		本館内に「緩和ケアを知る100冊コーナー」を開設
	8月	柏市立図書館こども図書館（沼南庁舎内）が開館
	11月	第2回図書館まつりを開催
	12月	ブックスタートパック受け取り 2万組達成
平成21年	1月	学校図書配達コーナーを沼南分館からこども図書館に移設
	5月	文部科学省委託事業「“かしわ”版子ども読書ボランティアリーダー育成事業」を受託（事務局：柏市立図書館）
	11月	第3回図書館まつり開催
平成22年	4月	鈴木宏晶図書館長就任
	10月	第4回図書館まつり開催
	11月	新システム稼働、ホームページ、インターネット予約等の利便性向上
	12月	指導課と共に「子ども司書会議」を開催
平成23年	3月	東日本大震災の影響で14分館閉館（3月18日～31日）また、本館夜間開館（毎週水・木・金の17時から19時）を9月末まで休止
	4月	中山善太郎図書館長就任
平成23年10月		第5回図書館まつり開催、「高校生グループ読書バトルINかしわ」開催
	11月	ブックスタートパック受け取り 3万組達成
平成24年	1月	国の地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金約800万）を活用して図書館本館2階新聞・雑誌コーナーを中心にリニューアル実施

- 本館内に「闘病記文庫」を開設
- 4月 プラネタリウム事業を中央公民館から移管
- 6月 柏市子ども読書活動推進計画（第二次）策定
- 10月 第6回図書館まつり開催
- 11月 「市内中学・高校生知的書評合戦（ビブリオバトル）」開催
- 平成25年 8月 市内高等学校図書館担当者意見交換会開催
- 12月 リサイクル本市開催（第7回図書館まつり中止により、単独開催）
- 2月 本館1階リニューアル実施（LED化、正面玄関前改修、児童室非常口新設、相談・登録コーナー新設）
- 3月 柏市立図書館条例施行規則一部改正
- 平成26年 4月 長妻敏浩図書館長就任
- 7月 柏市立図書館条例施行規則一部改正の一部改正
- 10月 第8回図書館まつり開催
貸出延長サービス実施、貸出停止実施
本館リニューアル実施（エレベータ改修）
- 3月 本館リニューアル実施（高圧受変電設備取替）

総貸出冊数 (団体含む)



2,074,670 冊

総利用者数 (団体含む)

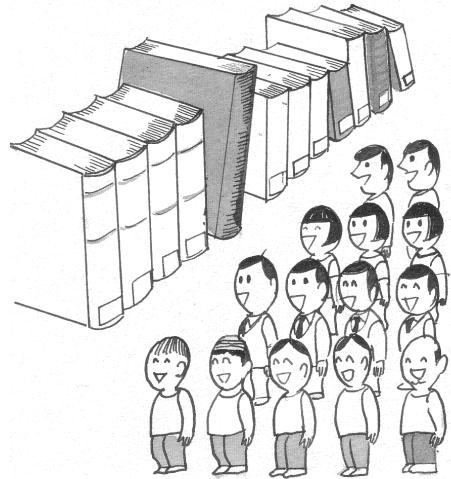


612, 472 人

市民1人当たりの貸出冊数

貸出冊数(個人)

人口

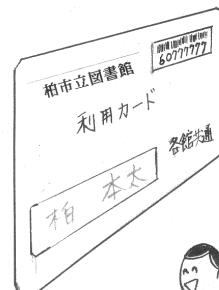


5.1 冊

登録率

$$(\text{登録者数} / \text{個人}) \times 100$$

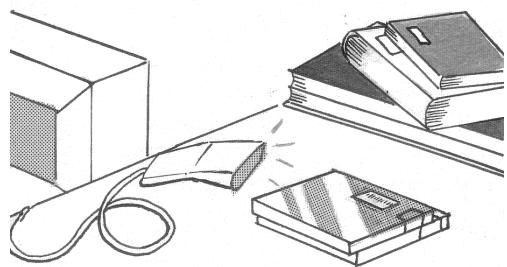
人口



21.7%

貸出 1 回当たりの利用冊数

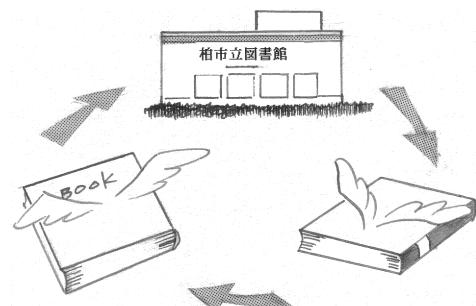
貸出冊数(個人)
利用者数(個人)



3.4 冊

蔵書回転率

貸出冊数(団体含む)
蔵書冊数



2.3 回

市民1人当たりの蔵書冊数

蔵書冊数

人口



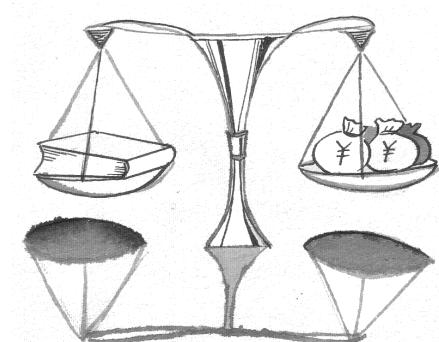
2.2 冊

市民1人当たりの資料購入費

資料購入費

人口

(資料購入費には図書以外も含む)



140 円

指標の変遷

項目	年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人口(各年度翌4/1付)		394,818	398,741	405,233	404,252	404,949	406,973
総貸出冊数		2,428,476	2,542,256	2,386,094	2,299,514	2,202,801	2,074,670
総利用者数		651,371	690,593	654,787	667,590	642,547	612,472
市民1人当たりの貸出冊数		6.2	6.4	5.9	5.7	5.4	5.1
登録率		23.3	23.5	24.3	23.2	22.5	21.7
貸出1回当たりの利用冊数		3.7	3.7	3.6	3.5	3.4	3.4
蔵書回転率		2.7	2.8	2.6	2.5	2.5	2.3
市民1人当たりの蔵書冊数		2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2
市民1人当たりの資料購入費		212	181	165	154	141	140
備 考							

※単位及び算出式は前頁のとおり

3 図書館の概要

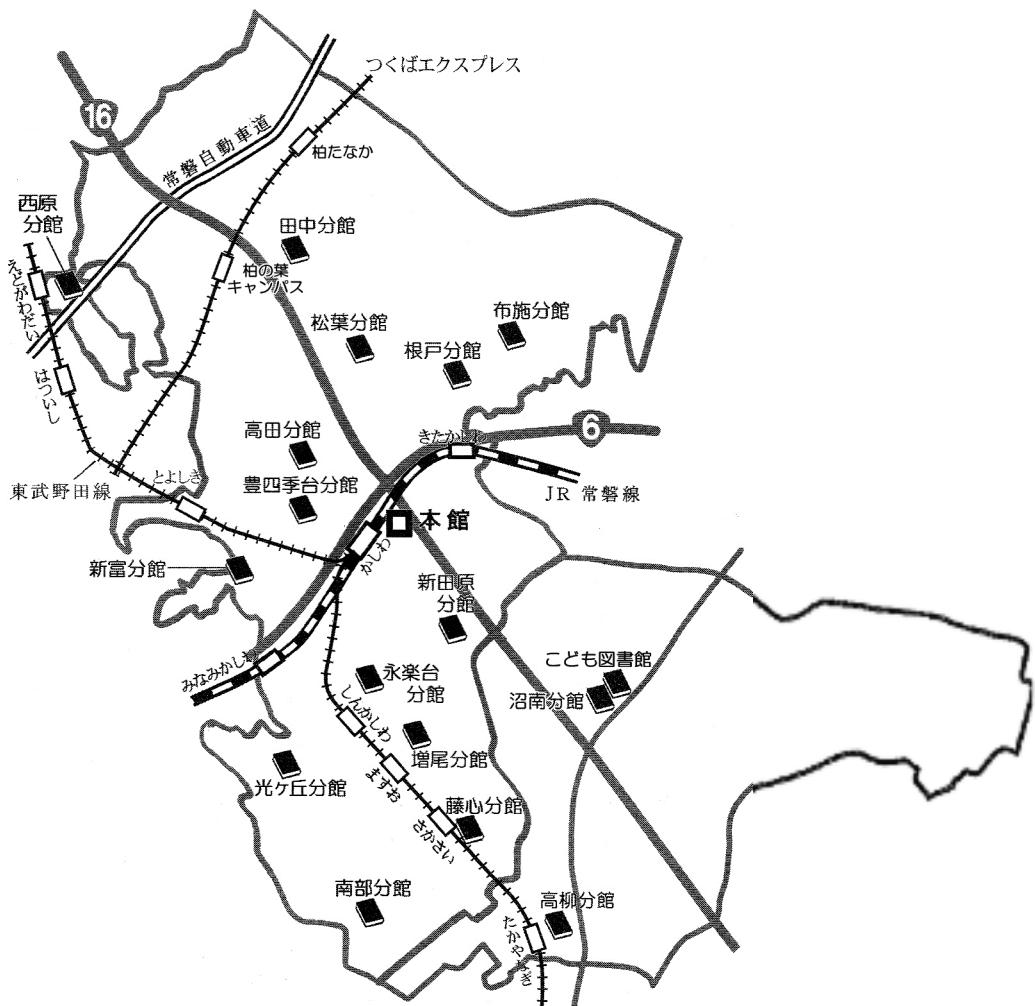
柏市の図書館は、昭和29年4月、当時の柏町公民館に併設された「柏町立図書館」に始まります。

なお、同年9月には、市制施行により「東葛飾市立図書館」となり、更に同年11月には、市の名称変更が行われ「柏市立図書館」となりました。

昭和40年代に入ると、柏市は東京のベットタウンとして人口が急増したため、社会基盤の充実の一環として、日本図書館協会に図書館計画の策定を委託し、図書館網の整備に着手しました。

昭和49年には、豊四季台分館が開館、引き続き昭和50年に本館が竣工。その後、昭和54年から昭和62年にかけて13の分館を設置し、図書館網計画が完成しました。

平成17年3月には、沼南町との合併により2つの分館が加わり、本館と16分館の体制となりました。さらに、平成20年8月には、沼南庁舎1階を改修し、17番目の分館として「こども図書館」が開館しました。



1 施設の概要

(1) 本 館

(敷地面積 2,234 m²)

階 別	名 称	面 積(m ²)	収容人員(席)
地 階	事 務 室	208.53	
	作 業 室	21.81	
	連 絡 車 庫	32.16	
	保 存 書 庫	97.60	
	郷 土 資 料 保 存 庫	12.30	
	倉 庫	28.60	
	マイクロ複写室暗室	19.58	
1 階	機 械 室 等	50.00	
	児 童 貸 出 室	132.86	16
2 階	一 般 貸 出 室	467.59	
	参 考 資 料 室	146.88	20
	プラネタリウム室	67.86	45
	読 書 室	108.90	39
	会 議 室 (1)	36.63	15
	会 議 室 (2)	48.90	25
屋 上	休 憩 コ ー ナ 一	10.80	
	屋 上	35.11	
そ の 他		478.89	
合 計		2,005.00	160

◎その他別棟保存庫 200 m²

(蔵書収容能力 15万冊)

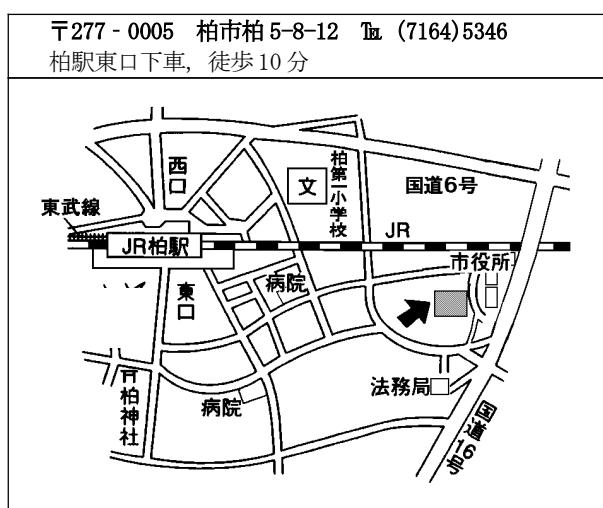
(2) 分 館

分 館 名	面積 (m ²)	蔵書収容 能力 (冊)	開館年月日
豊四季台分館	198	30,000	49. 10. 22
田 中 分 館	172	30,000	54. 5. 1
西 原 分 館	105	25,000	54. 5. 1
南 部 分 館	191	30,000	54. 5. 1
布 施 分 館	196	30,000	55. 5. 21
永 楽 台 分 館	132	30,000	55. 5. 21
増 尾 分 館	168	30,000	57. 1. 12
光 ケ 丘 分 館	187	30,000	57. 5. 19
新 富 分 館	165	30,000	57. 5. 14
高 田 分 館	137	30,000	58. 4. 16
根 戸 分 館	118	25,000	58. 4. 12
新 田 原 分 館	110	25,000	59. 10. 6
松 葉 分 館	205	30,000	62. 10. 3
藤 心 分 館	147	30,000	62. 10. 17
沼 南 分 館	380	43,000	53. 4. 1
高 柳 分 館	127	20,000	H 7. 5. 10
こども図書館	473	30,000	H 20. 8. 8

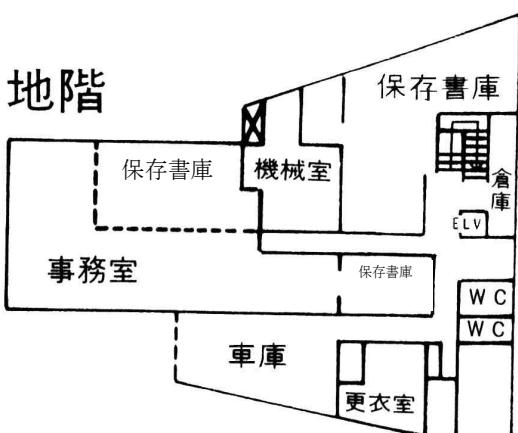
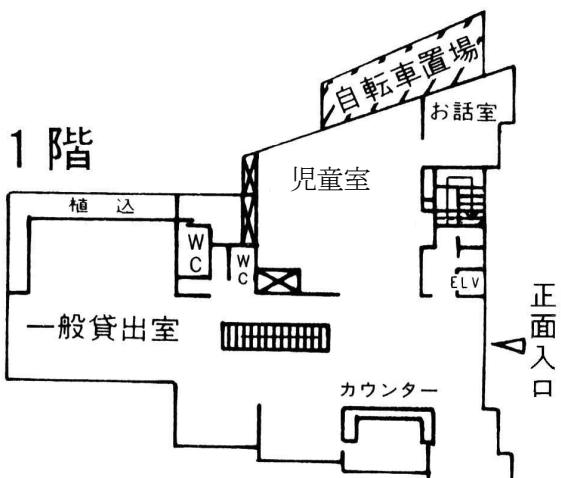
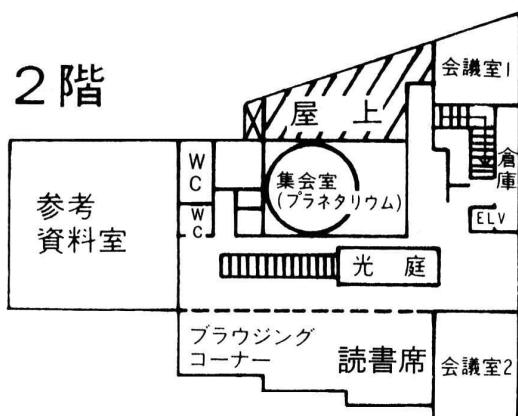
2. 各館案内



(1) 本館



工事概要	
建築面積	709 m ²
延床面積	2,005 m ²
着工	昭和 49 年 12 月 21 日
完成	昭和 50 年 10 月 31 日
費用計	3 億 1,800 万円
設施工	株式会社和設計事務所 戸田建設株式会社
蔵書収容能力	約 15 万冊

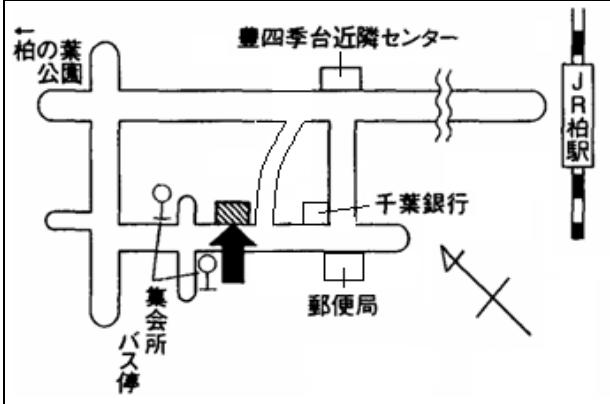


(2) 分館

① 豊四季台分館

〒277-0845 柏市豊四季台1-1-111 Tel. 04(7145)9546

柏駅西口より、豊四季台団地循環バスで「集会所」下車、徒歩1分

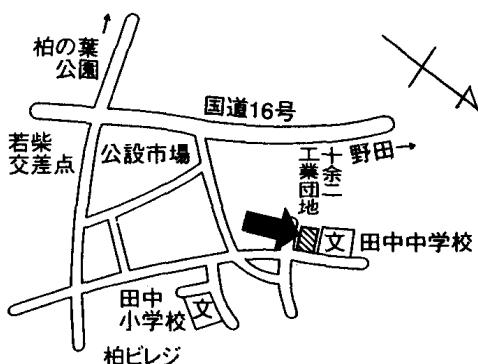


② 田中分館

田中近隣センター内

〒277-0813 柏市大室249-1 Tel. 04(7134)2546

柏駅西口より、柏たなか駅行きまたは、市立柏高校行きバスで「大室」下車、徒歩2分 もしくはTX柏たなか駅より徒歩15分、または柏駅西口行きバスで「大室」下車徒歩2分

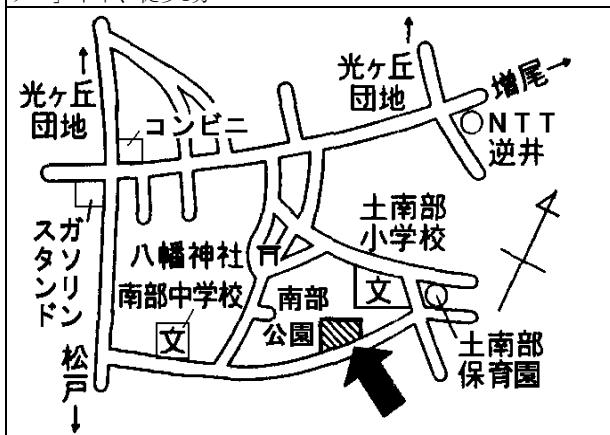


③ 南部分館

南部近隣センター内

〒277-0044 柏市新逆井2-5-13 Tel. 04(7172)9194

新京成線五香駅東口より、柏陵高校行きバスで「近隣センター」下車、徒歩1分

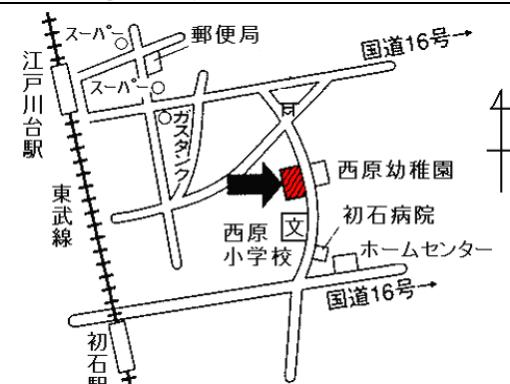


④ 西原分館

西原近隣センター内

〒277-0885 柏市西原3-2-48 Tel. 04(7152)9898

東武野田線江戸川台駅東口より、徒歩13分または江戸川台駅東口より、流山おおたかの森駅東口行きバスで「西原近隣センター前」下車、徒歩1分

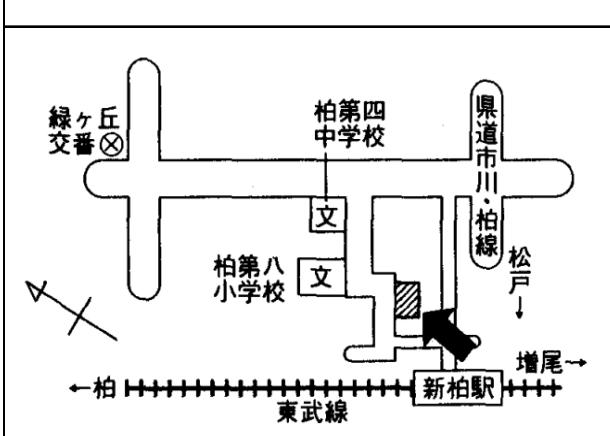


⑤ 永楽台分館

永楽台近隣センター内

〒277-0086 柏市永楽台2-11-25 Tel. (7163)1232

東武新柏駅下車、徒歩10分

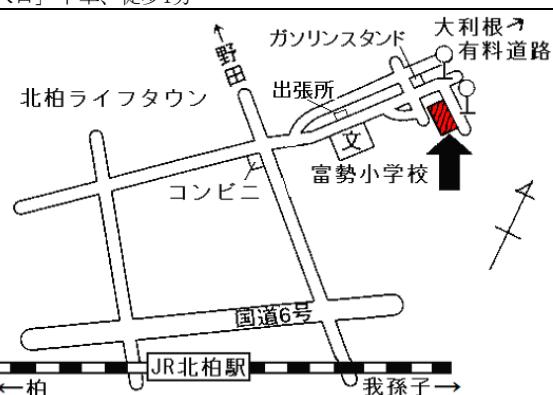


⑥ 布施分館

布施近隣センター内

〒277-0825 柏市布施1196-5 Tel. 04(7132)3193

柏駅西口より、三井団地行きまたは布施行きバスで「土谷津入口」下車、徒歩1分

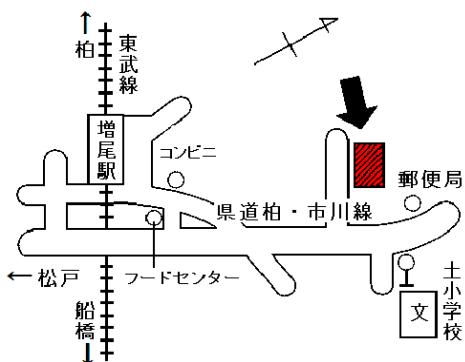


⑦増尾分館

増尾近隣センター内

〒277-0033 柏市増尾3-1-1 Tel. (7172)9193

東武増尾駅下車、徒歩10分

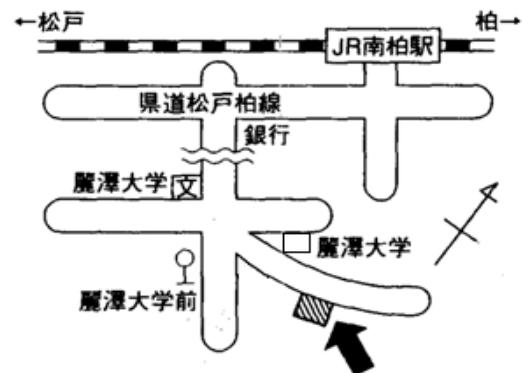


⑧光ヶ丘分館

光ヶ丘近隣センター内

〒277-0062 柏市光ヶ丘団地200-5 Tel. 04(7175)3746

南柏駅東口より、酒井銀行行き、増尾駅行きまたは南部クリーンセンター行きバスで「麗澤大学前」下車、徒歩1分

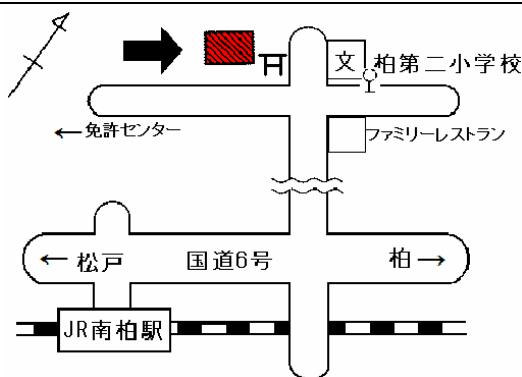


⑨新富分館

新富近隣センター内

〒277-0863 柏市豊四季945-1 Tel. 04(7147)2690

柏駅西口より、免許センター（八木中学校）行きバスで「第二小学校入口」下車、徒歩1分

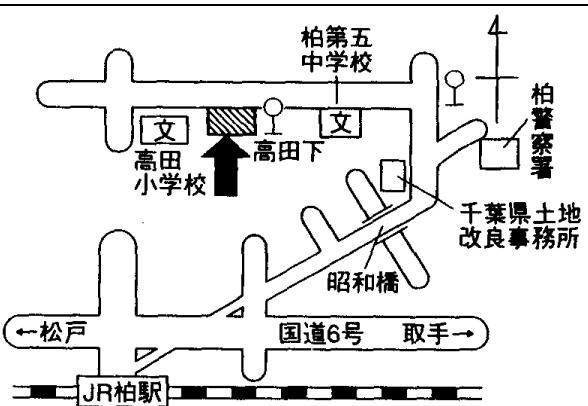


⑩高田分館

高田近隣センター内

〒277-0861 柏市高田693-2 Tel. 04(7147)2440

柏駅西口より、市内循環バスで「高田下」下車、徒歩1分

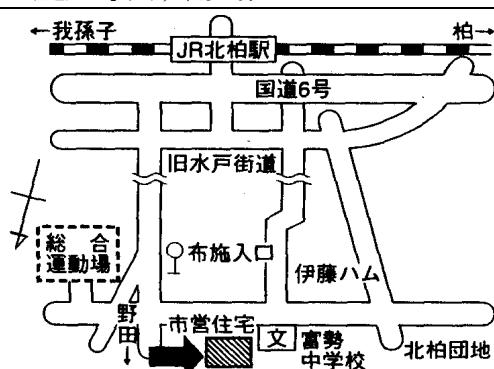


⑪根戸分館

根戸近隣センター内

〒277-0831 柏市根戸467 Tel. (7131)6053

柏駅西口より、布施行・三井団地行・野田方面行バスで、「布施入口」下車、徒歩5分

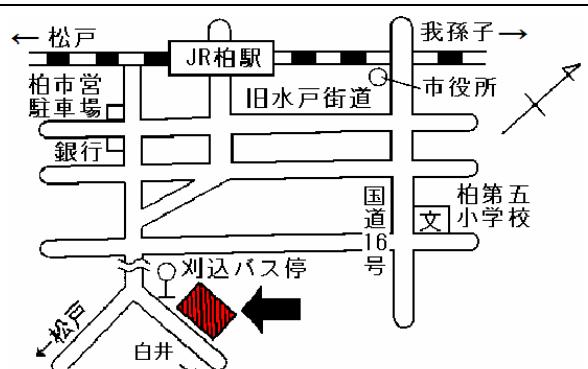


⑫新田原分館

新田原近隣センター内

〒277-0017 柏市東柏2-2-15 Tel. 04(7167)1298

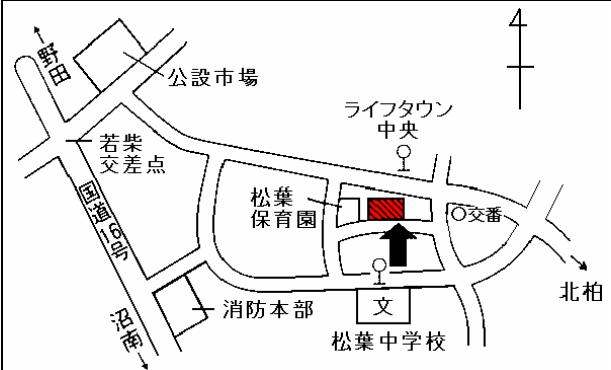
柏駅東口から、手賀行きまたは沼南車庫行きバスで「刈込」下車、徒歩3分



⑬ 松葉分館

内ヤンタ隣近薦松

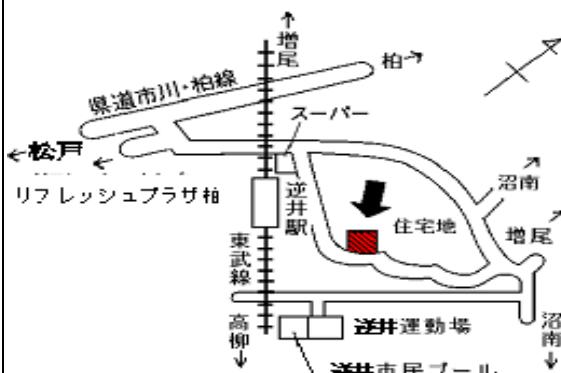
〒277-0827 柏市松葉町4-11 TEL 04 (7134)0046
北柏駅南口より、ライフタウン循環バスで「松葉中学校前」下車、徒歩3分



⑯ 藤心分館

内ヤンタ隣近心藤

〒277-0034 柏市藤心4-1-11 TEL(7175)4946
東武野田線逆井駅より、徒歩10分



⑯ 沼南分館

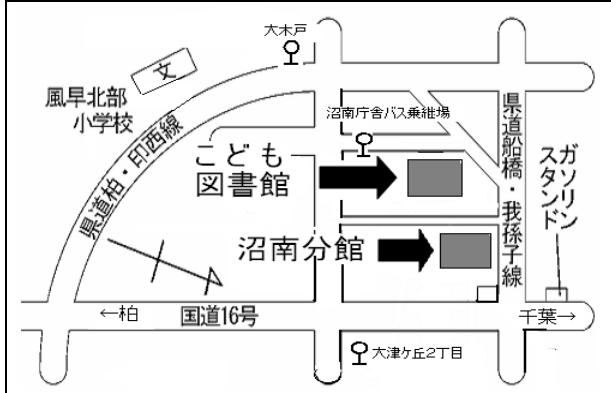
沼南公民館3階

〒277-0922 柏市大島田440-1 Tel 04(7192) 1115
柏駅東口より、東武バスで「大木戸」下車、徒歩5分
阪東バスで「大津ヶ丘2丁目」下車、徒歩5分

⑯ こども図書館

河南庄金1队

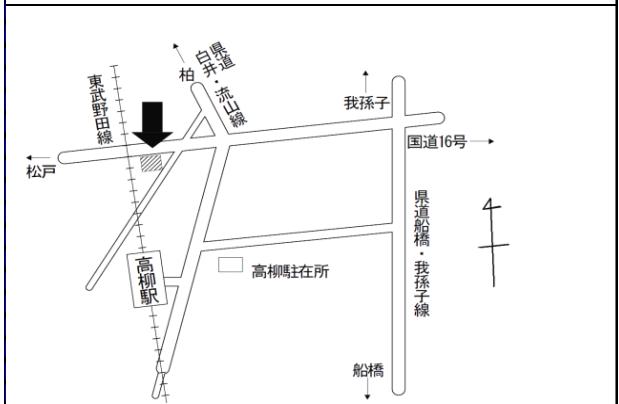
〒277-0922 柏市大島田48-1 Tel 04(7108) 1111
柏駅より、手賀の丘公園・小野塚台・沼南車庫・布瀬行き
バスで概ね9時台～16時台は「沼南庁舎バス乗継場」下車、
徒歩1分。上記以外の時間帯は「太木戸」下車、徒歩2分



16 | 京柳公館

高柳近隣センター内

〒277-0941 柏市高柳1652-10 Tel (7193) 1160
東武高柳駅下車 徒歩8分



4 サービスの概要

1 開館時間

- 本館 午前 9時30分～午後5時（火・土・日曜日、祝日・休日）
午前 9時30分～午後7時（水曜日～金曜日、ただし祝日・休日は除く）
- 分館 午前10時～午後5時（火曜日～日曜日、祝日・休日）
沼南分館・高柳分館・こども図書館
午前 9時30分～午後5時（火曜日～日曜日、祝日・休日）

2 休館日

- 月曜日
- 第1・3月曜日が、祝日・休日に当たる場合は、本館・豊四季台・沼南及びこども図書館を除く分館は休館
- 年末年始・蔵書点検期間

3 図書館資料の貸出し

- 貸出しを受けられるのは、原則として柏市内に在住、通勤、通学している方、または柏市と隣接する我孫子市・印西市・鎌ヶ谷市・白井市・流山市・野田市・松戸市に住んでいる方。
- 初めて図書やCDなどの図書館資料を借りるには、住所・氏名を確認できるもの（保険証、運転免許証、学生証など）が必要。
- 利用カードは、本館・分館の共通カード。
- 貸出冊数は、図書は、本館・分館合わせて1人10冊まで。視聴覚資料（CD、DVD等）は合わせて2点まで。
※CD・カセットテープは本館で、CD・DVD・ビデオテープは沼南分館で取り扱っています。
- 貸出期間は2週間以内。ただし、返却期限日を過ぎていない図書館資料で、予約の入っていない資料は、手続きの日から、1回に限り貸出期間を2週間延長することが可能。
※返却期限日を4週間過ぎても返していない図書館資料がある場合、新たな貸出し、借りている資料の貸出延長サービスを受けることはできません。

4 新聞・雑誌

新聞19紙（官報含む）、雑誌256誌を購入（寄贈、図書扱い、合冊製本されているものは除く）。雑誌は最新号を除き貸出しをしています。

5 リクエストサービス

読みたい資料が貸出中のときは予約ができます。未所蔵の場合は、市内在住・在勤・在学の方はリクエストができます。用意ができしだい、予約者に連絡します。なお、視聴覚資料及びマンガについては、所蔵資料の予約のみ受け付けています。

- OPAC（館内用蔵書検索機）・インターネット端末（パソコン、携帯）からは所蔵資料の予約が可能。
- 予約点数は、図書・雑誌は10点まで、視聴覚資料は2点まで。
- インターネット予約のできる方は、市内在住・在勤・在学の方のみ。

6 相互貸借

リクエストされた資料が未所蔵の場合は、県内の公共図書館、県立図書館、国立国会図書館との相互貸借により取り寄せ、提供しています。(雑誌の相互貸借は県内の図書館間でのみ実施。視聴覚資料は不可)

利用できる方は、市内在住、在勤、在学の方のみです。

7 レファレンス

本館の参考資料室では、調査研究用資料として参考図書、各種百科辞典、各国語辞典、政府刊行物(白書、官報)、統計書、年鑑、新聞縮刷版、地図、法令集などを収集しています。インターネット閲覧のできるパソコンも設置しています。(本館参考室2台、こども図書館1台)

また、郷土資料の収集も行っており、以下のコーナーを設置しています。

○郷土資料コーナー

千葉県内の市町村誌及び行政資料などを収集。

○ふるさとコーナー

柏市に関する歴史、統計、行政資料などを収集。

8 障がい者サービス

(1) 宅配・郵送サービス

来館が困難な方に、資料を宅配または郵送により貸出しています。

○対象者は、身体障がい、ねたきりの状態等の理由で来館できない方、その他教育委員会が特に必要と認めた方。

○貸出冊数・点数は、大活字本を含む図書を10冊、視聴覚資料は各3点まで。

○貸出期間は1か月以内。

(2) 大活字本コーナー

本館1階に設置。

(3) 録音図書の貸出サービス

録音図書(テープ)、朗読テープの貸出しをしています。

○対象者は視覚障がい者。

○貸出点数は3点まで(録音図書以外の視聴覚資料もこの貸出枠に含まれます)。

○貸出期間は1か月。

9 児童サービス

(1) 本の展示とおはなし会

児童を対象におはなし会を開催しています。定例のおはなし会の他に、子どもたちの休みの時期に合わせて行う「夏休みおはなし会」、「クリスマスおはなし会」等があります。

また、ブックリスト作成時や行事の際には、関連する本の展示も随時行っています。

(2) ブックリストの作成

毎年夏休みの時期に合わせて「よんでみませんか」を発行。小学校低学年、中学年、高学年向きの3種類のリストを作成し、市内小学校の全児童へ配布しています。

(3) ブックスタート

ブックスタートは、乳幼児の健全な成長を図るために、親子が肌のぬくもりを感じながら子どもに絵本を使って「ことばかけ」をすることで親子の絆をつくることの大切さを伝える運動です。

柏市では、児童育成課（現：子育て支援課）、地域健康福祉課（現：地域健康づくり課）、図書館の3課連携の事業として平成14年にスタートしました。1歳6か月児の健診会場で市が購入した絵本を、ボランティアと協働でメッセージを添え、親子に手渡しています。

10 団体貸出

市内の社会教育団体、学校、幼稚園、地域の文庫活動団体や読書サークルなどを対象に、団体貸出を行っています。貸出冊数と期間は、1団体につき200冊まで、1か月です。

11 講座・その他の事業

（1）講座・講演

大人を対象とした講座だけでなく、子ども向けの講座や講演も実施しています。

（2）リサイクル

平成7年10月から、本館にリサイクルコーナーを設置、また、平成19年から図書館まつり等でリサイクル本市を開催し、寄贈された図書や除籍した雑誌等を市民に無償で配布しています。

（3）読書席

本館2階に45席設置しています。（※7月21日より試行的に会議室を一部開放（16席））

（4）プラネタリウム

本館2階に設置しています。

○観覧は無料。

○投影日 毎月第2、第4土曜日とその翌日の日曜日（図書館の休館日は除く）。

○投影時間

土曜日：午後 1時30分、午後3時30分

日曜日：午前11時00分、午後1時30分、午後3時30分

○所要時間 約1時間

○定 員 40名

12 図書館の刊行物

名 称	内 容	発 行 期 間
①図書館年報	図書館に関する統計年報	昭和56年より発行 年刊
②柏市関係新聞記事索引	柏市に関する新聞記事の見出し索引	平成2年～平成14年 年刊
③写真でみる柏の散歩道 [北部編]	柏市内の史跡・名所の写真と地図	平成5年発行
④写真でみる柏の散歩道 [南部編]	柏市内の史跡・名所の写真と地図	平成8年発行
⑤図書館情報誌 “あい”	カレンダー、図書情報	平成5年～平成10年 年数回発行
⑥なかよし新聞（平成7年4月より「なかよしCLUB」に改題）	移動図書館情報	平成2年6月～平成10年7月 月刊
⑦よんでもみませんか	夏休み推薦図書	平成3年より発行 年刊
⑧平和図書目録	平和図書情報	昭和60年～平成10年 年刊
⑨図書館だより “かしづ”	図書館情報	昭和40年～平成15年12月 年数回発行
⑩図書館だより “てのひら”	図書館情報	平成17年より発行 年数回発行

5 コンピュータシステム

1 図書館システムの変遷

昭和54年に策定した柏市中期計画で、地域のコミュニティづくりの核として近隣センターを建設する計画が打ち出され、この中に図書館分館を近隣センターに併設し図書館システムを構築する構想が盛り込まれました。この構想に基づき、分館網を整備し、市内のどこに住んでいても迅速に平等なサービスが受けられるようするため、昭和55年3月にコンピュータ化による業務を開始しました。

- 昭和61年、図書データの漢字化や検索機能の拡大を図るため、端末機の更新とともにMARCデータを購入、漢字システムのデータ検索導入。
- 昭和63年、図書館本館内に全館の図書情報を書名、著者名等から検索することができる利用者用図書検索端末機「ケンサクくん」を1台設置。
- 平成8年、従来のOCRナンバーを機器拡張に対応性のあるバーコードに変換。
- 平成13年、クライアントサーバー方式を導入。本館と14分館、移動図書館は本館端末機を介してネットワークを構築し、OPAC（館内用蔵書検索機）を本館（5台）と各分館（1台ずつ）に設置。内容は図書、雑誌の検索のほか、図書館利用案内、行事のお知らせ等の情報も提供。
- 平成14年4月には柏市ホームページでインターネットによる図書館蔵書検索システムを開始。
- 平成17年、沼南町との合併に伴い、同町のシステムを統合、沼南分館と高柳分館を加えた。
- 平成19年、OPAC（館内用蔵書検索機）から所蔵資料の予約が可能となった。また、図書館独自のホームページを作成し、パソコンからインターネットを介して図書・雑誌の予約が可能となった。
- 平成20年、沼南庁舎にこども図書館を整備し、現在本館と17分館のシステムの運用及びデータベースの管理を外部委託。なお、ホームページの機能強化を行い、ホームページ上で貸出記録や予約状況をみることが可能となった。さらに携帯電話からホームページにアクセスが可能となり、パソコンと同一のサービスを行うことが可能となった。
- 平成22年、プロポーザルを実施、管理会社の選定を行い、11月から新システムを稼働。OPAC（館内用蔵書検索機）については、こども・英語対面画面、検索機能等の充実を図った。
- 平成26年、インターネット、OPAC（館内用蔵書検索機）で貸出延長の手続きが可能となった。また、図書館資料の円滑な提供を行うため、返却期限日を4週間過ぎても資料をお返しいただけない資料がある場合、資料をお返しいただくまで貸出停止の措置を講じ、返却期限を守っていただくよう啓発を行うこととした。

※個人情報については、「柏市個人情報保護条例」により保護されます。

6 図書館の組織

1 図書館組織図



2 職員配置

平成26年4月1日現在 (単位:人)

職名 館名	館長	副参事	専門監	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	計
総括	1	1	1(1)	1(1)						4(2)
本館	企画・管理担当				3(1)	1			1(1)	5(2)
	サービス担当				7(5)	1	2(1)	1		11(7)
豊四季台							2			2
田中										
南部										
西原										
永楽台										
布施										
増尾										
光ヶ丘										
新富										
高田										
根戸										
新田原										
松葉										
藤心										
沼南										
高柳										
こども					1(1)	1(1)	1			3(2)
計 18館	1	1	1(1)	1(1)	12(6)	1(1)	5(1)	1	1(1)	25(13)

※サービス担当主任 1名, 豊四季台分館主任 2名, こども図書館主任 1名は再任用, () 内は有資格者

3 分掌事務

企画・管理担当	<ol style="list-style-type: none">1. 館の管理及び運営に関すること。2. 図書館事業の企画に関すること。3. 公共図書館、大学図書館等との連絡及び協力に関すること。4. 図書館の広報及び統計に関すること。5. 柏市立図書館協議会に関すること。6. プラネタリウムに関すること。7. 公印に関すること。
市立図書館 サービス担当	<ol style="list-style-type: none">8. 図書、記録、視覚聴覚その他の資料(以下「図書館資料」という。)の選択、整理、保管及び廃棄に関すること。9. 図書館資料の館内利用及び貸出しに関すること。10. 図書館資料の利用のための相談に関すること。11. 資料の寄贈及び寄託に関すること。12. 児童サービスに関すること。13. 図書館分館の管理に関すること。14. 高齢者及び障害者のサービスに関すること。15. 読書会等団体に関すること。16. 研修、実習等に関すること。

4 業務改善会議等

(1) 職員会議

毎月第1金曜日に開催し、館長をはじめとした全正規職員が集まり事業等の共通の認識を図るとともに、担当委員会、研修会等の報告、各種協議等を行っています。

(2) 選定会議

サービス担当リーダーを長とし、一般図書担当は毎週水曜日、児童図書担当は、毎月第2・4木曜日に実施しています。図書館資料選定会議設置要領に基づき、リクエスト図書の検討や出版情報等を交換しています。

(3) 担当委員会

図書館運営上の課題について、適宜、委員会を設け、解決のための取組みを行っています。

7 平成26年度予算

1 市の予算

(単位：千円)

会計区分	平成26年度当初予算	平成25年度当初予算	前年比
一般会計	114,350,000	110,160,000	4,190,000
特別会計	68,203,000	76,310,000	△810,700

2 教育費

(単位：千円)

款目	平成26年度当初予算	平成25年度当初予算	前年比
教育費	11,759,670 (一般会計の 10.3%)	11,349,395 (一般会計の 10.3%)	410,275
図書館費	246,064 (教育費の 2.1%)	261,018 (教育費の 2.3%)	△14,954

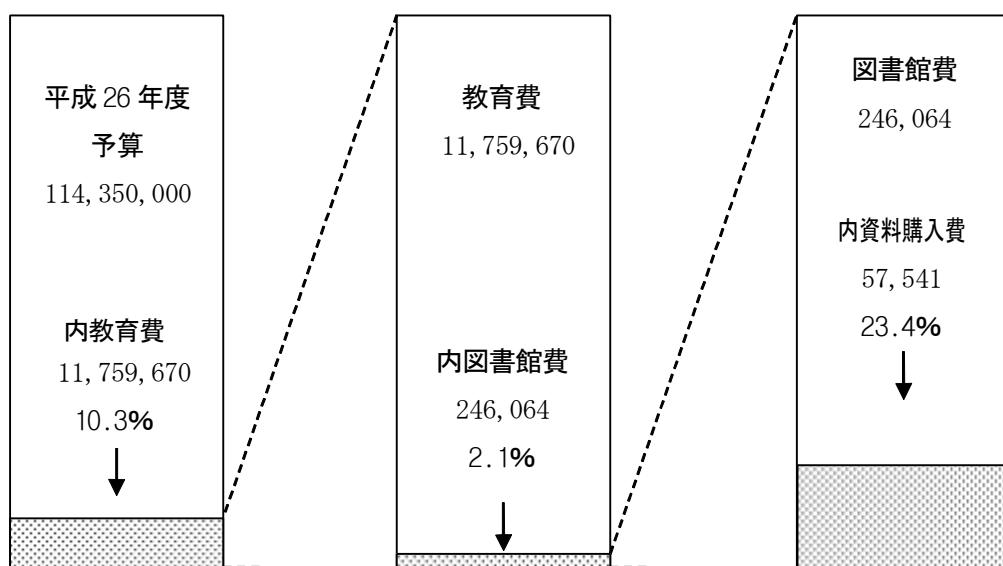
3 図書館費

(単位：千円)

節	平成26年度 当初予算	説明	平成25年度 当初予算
1 報酬	288	◎図書館協議会委員報酬	288
7 賃金	106,562	◎臨時職員賃金	107,107
8 報償費	249	◎講演会講座講師謝礼他	248
9 旅費	127	◎研修会、会議参加旅費他	181
11 需用費	22,707	◎消耗品費 ◎燃料費 ◎印刷製本費 ◎光熱水費 ◎修繕料他	21,224
12 役務費	3,407	◎郵便料 ◎電話料 ◎損害保険料他	3,008
13 委託料	23,824	◎図書館業務電算処理委託 ◎清掃業務委託 ◎機械設備保守点検業務委託 ◎警備委託他	17,721
14 使用料及び 賃借料	20,776	◎電算システム借上料 他	32,757
15 工事請負費	16,524	◎本館お話室改修工事	27,000
18 備品購入費	51,005	◎図書購入費 ◎視聴覚資料購入費 ◎事業用備品代	50,896
19 負担金補助 及び交付金	568	◎日本図書館協会等負担金 他	571
27 公課費	27	◎自動車重量税	17
合計	246,064		261,018

4 市の財政に占める図書館費

(単位 : 千円)



※その他、視聴覚教育費（教育費）1,311千円（プラネタリウム管理、プラネタリウム事業）

児童福祉総務費（民生費）237千円（ブックスタート事業 内図書館関係費）

8 目で見る統計

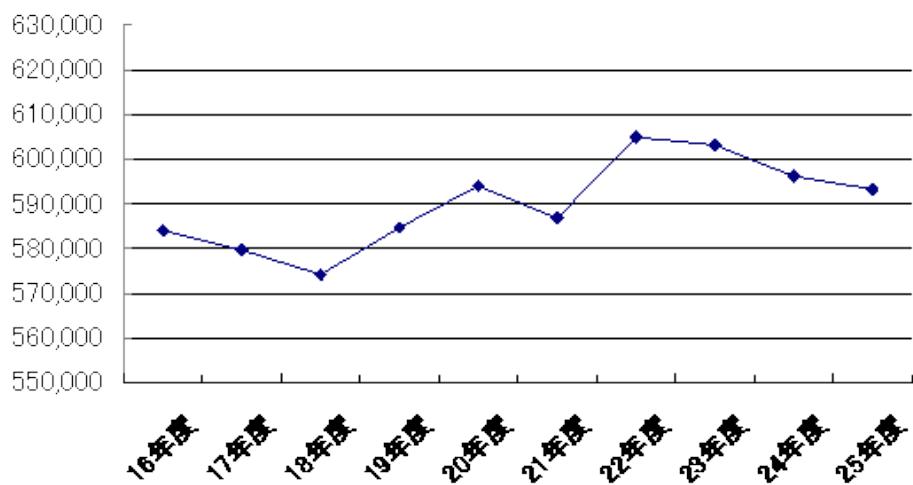
1 藏書統計

一般書の推移（10年間）

(単位：冊)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
蔵書数	584,082	579,694	574,196	584,734	594,015	586,800	604,897	603,149	596,172	593,284

(冊)

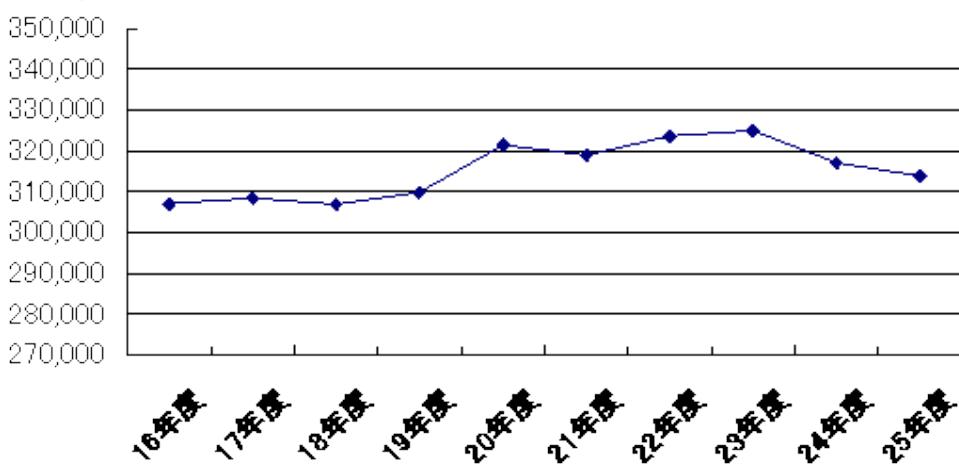


児童書の推移（10年間）

(単位：冊)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
蔵書数	307,075	308,431	306,922	309,837	321,386	318,954	323,602	324,916	317,075	313,827

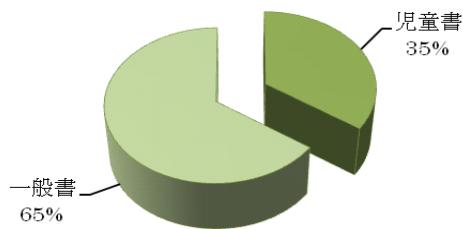
(冊)



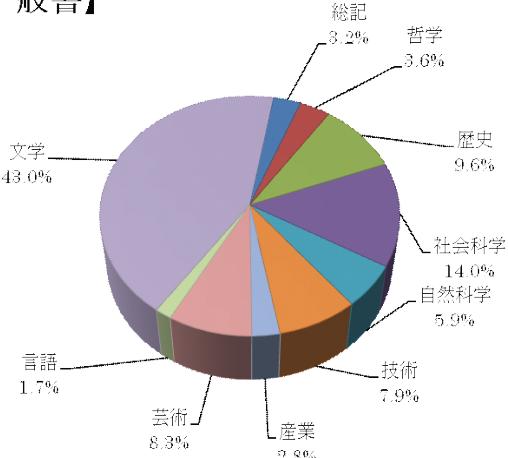
(平成 17 年 3 月 28 日 柏市と沼南町が合併)

8 目で見る統計

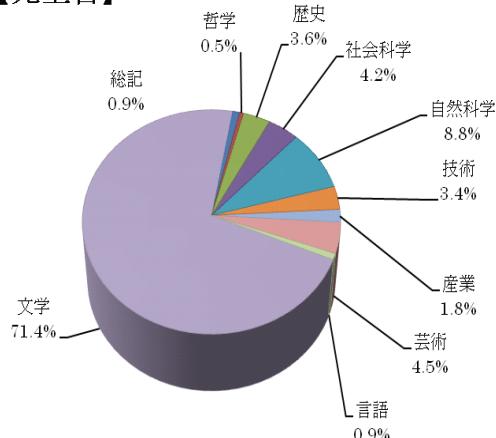
分類別蔵書構成比(平成25年度)



【一般書】



【児童書】

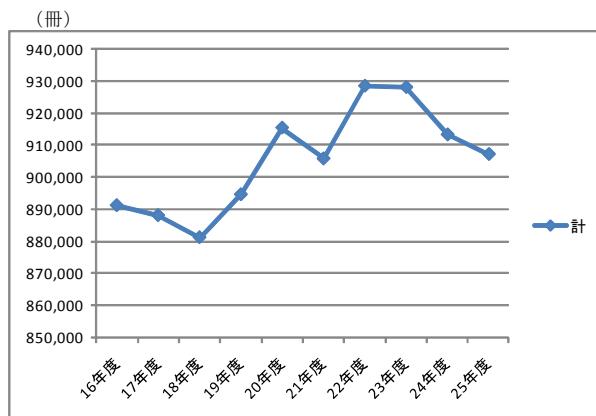


蔵書の推移(10年間)

(単位：冊)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
前年度末	884,402	891,157	888,035	881,118	894,571	915,401	905,754	928,499	928,065	913,247
購入	45,437	51,059	50,598	48,929	46,392	46,392	34,461	31,906	29,945	31,695
寄贈	5,411	6,605	2,103	6,409	12,317	5,402	9,017	7,978	4,043	5,124
除籍	44,093	60,786	59,618	41,885	37,879	54,799	20,733	40,318	48,806	42,955
計	891,157	888,035	881,118	894,571	915,401	905,754	928,499	928,065	913,247	907,111

*16年度より蔵書数は、合併による旧沼南町分を含む。

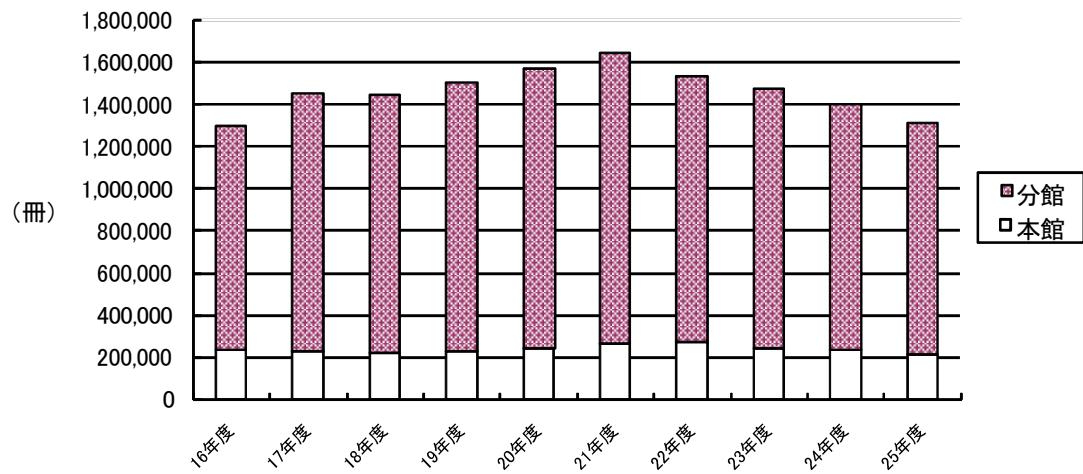


2 貸出冊数

一般書の貸出冊数推移(10年間)

(単位:冊)

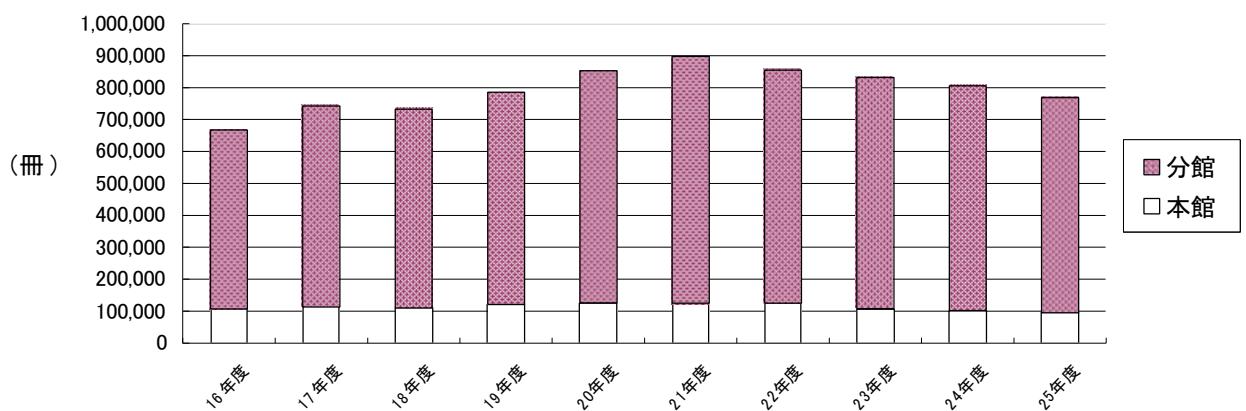
年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
本館	228,801	225,558	220,128	224,158	242,273	264,360	267,267	241,881	231,577	210,562
分館	1,066,646	1,225,212	1,221,798	1,275,589	1,333,278	1,379,768	1,263,671	1,226,234	1,165,603	1,095,292
計	1,295,447	1,450,770	1,441,926	1,499,747	1,575,551	1,644,128	1,530,938	1,468,115	1,397,180	1,305,854



児童書の貸出冊数推移(10年間)

(単位:冊)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
本館	106,251	113,093	110,302	120,400	126,064	125,040	125,171	107,874	102,137	95,000
分館	561,326	629,695	622,429	665,312	726,861	773,088	729,985	723,525	703,484	673,816
計	667,577	742,788	732,731	785,712	852,925	898,128	855,156	831,399	805,621	768,816



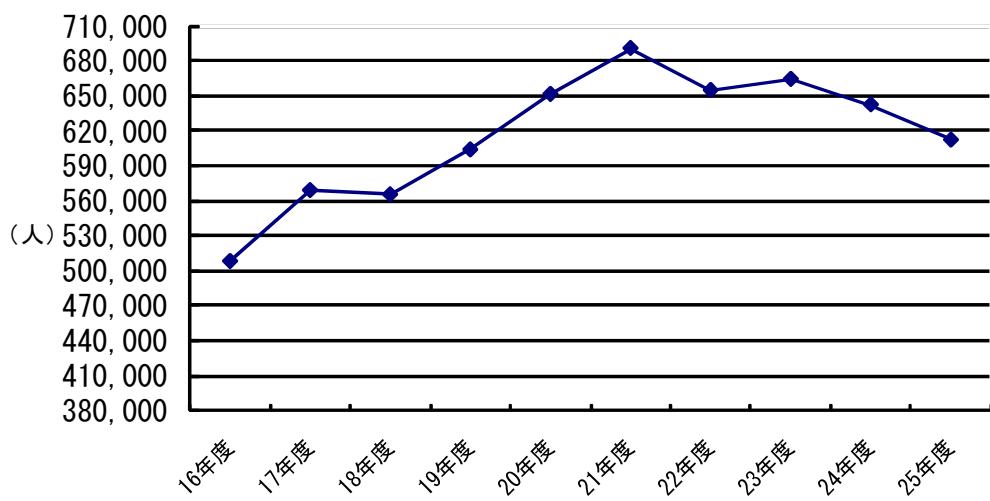
8 目で見る統計

3 利用者数

利用者数の推移（10年間）

（単位：人）

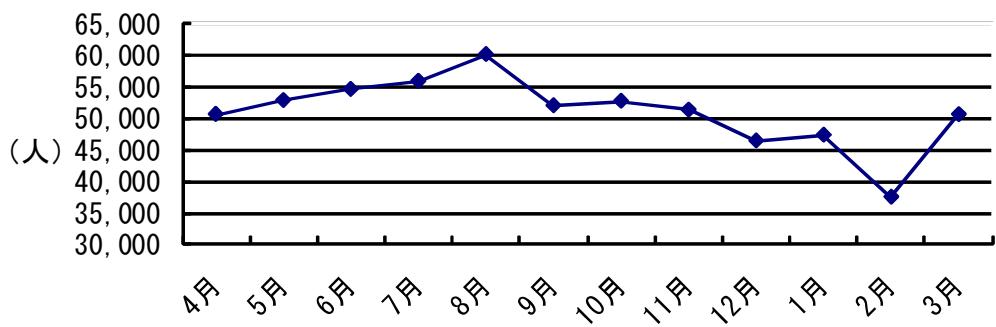
年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者数	508,924	569,424	565,824	604,102	651,371	690,593	654,787	664,224	642,547	612,472



月別利用者数の推移（平成25年度）

（単位：人）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用者数	50,667	52,887	54,634	55,938	60,196	52,040	52,771	51,358	46,449	47,365	37,516	50,651	612,472

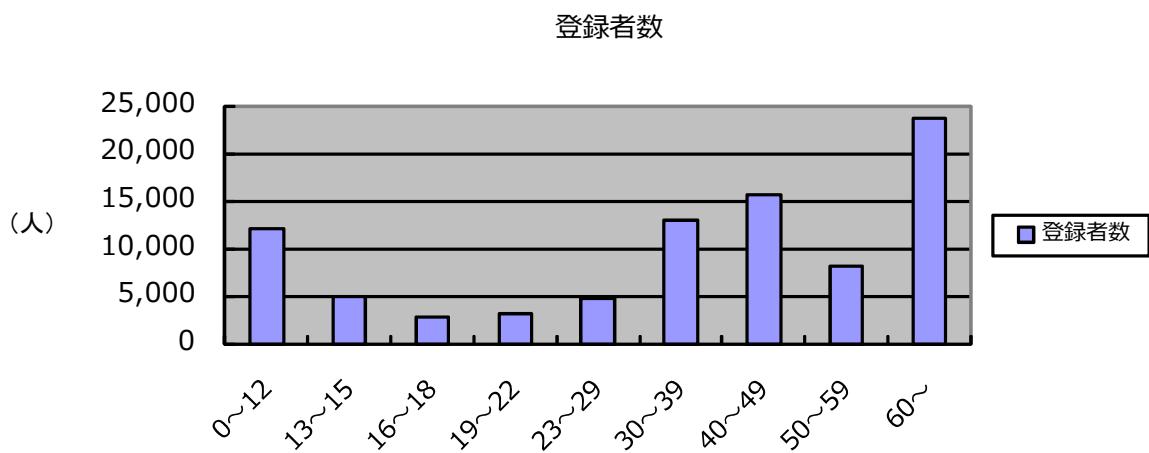


年齢別登録者数（平成25年度）

(単位：人)

年齢	0~12	13~15	16~18	19~22	23~29	30~39	40~49	50~59	60~	計
登録者数	12,042	4,994	2,808	3,086	4,822	12,978	15,581	8,139	23,665	88,115

(団体含まず)



9 図書館の活動状況（平成25年度）

1 読書及び普及活動

■イベント、講演会等

名称	内容	開催日	会場	参加者数
市内4大学図書館見学ツアーや知的書評合戦（ビブリオバトル）	市民を対象に、市内4大学（東京、麗澤、二松学舎、日本橋学館）図書館のバス見学ツアーや開催。また、各大学代表と市民代表によるビブリオバトルを同日に開催。	11月9日	各大学	58人
市内中学・高校生知的書評合戦（ビブリオバトル）	柏市内中学・高校生を対象としたビブリオバトルを開催。後日、市内浅野書店・西口アサノにてチャンプ本等受賞者作成のPOPを展示。	11月16日	中央公民館	117人
リサイクル本市	リサイクル本の頒布（約10,000冊頒布）	12月15日	本館脇駐車場	1,400人
論語講演会	テーマ：『論語』を読もう～日本人と論語～ 講師：石本道明氏（國學院大學教授）	12月15日	本館会議室	42人
乳幼児絵本講演会	テーマ：絵本がはぐくむ豊かな心～心と心を結ぶ読み聞かせ・手遊び・わらべうた～ 講師：荒川薫氏（絵本作家）	1月30日	アミュゼ柏	120人
文芸講演会	テーマ：赤毛のアンに教えられた夢実現の秘訣～シェイクスピア作品、そして夫・熊井啓と共に～ 講師：熊井明子氏（エッセイスト）	2月28日	アミュゼ柏	213人
歴史講演会	テーマ：手賀沼干拓・洪水と沼沿いの人々の暮らし～江戸期から明治・大正・昭和まで～ 講師：相原正義氏（聖徳大学講師）	3月15日	アミュゼ柏	135人
星のビブリオバトルIN図書館	「星のビブリオバトルIN図書館」として、「星」をテーマに知的書評合戦（ビブリオバトル）を開催	3月22日	本館会議室	26人

■特別展示（図書館主催）

名称	内容	開催月	場所
・春らんまん ・おつかれさま、わたし！	・関連図書 ・関連図書	4月	本館ロビー
・生誕100年！-ハリウッド編- ・長縄えいこ写真・原画展 ・富士山写真展	・関連図書 ・関連資料 ・写真展示	5月 5月～8月 5月～8月	本館ロビー 新富分館 新富分館
・その権利、使わないつもり？～参院選(7/21)準備フェア～ ・課題図書、よんでみませんか ・子ども司書ポップ展	・関連図書 ・関連図書 ・関連図書	7月	本館ロビー
・課題図書、よんでみませんか ・子ども司書ポップ展	・関連図書 ・関連図書	8月	本館ロビー

名称	内容	開催月	場所
・“サウイフモノニ ワタシハナリタイ”宮沢賢治没後80年 記念企画	・関連図書	9月	本館ロビー
・読み継がれるには理由(ワケ)がある～秋の夜長に「論語」はいかが?～	・関連図書	10月	本館ロビー
・わくわく人形劇まつり 原作絵本の展示	・関連図書 ・写真展示		2階通路
・富士山写真展			
・乳幼児絵本講演会関連展示	・関連図書	1月	本館ロビー
・おいしい地元冬野菜写真展	・写真展示	1月～2月	新富分館
・柏のいまむかし	・写真展示	3月	2階通路
・あの日を、わすれない 震災関連展示	・関連図書		本館ロビー

■特別展示（他団体主催）

名称	内容	開催日	場所
柏えほんの会	手作り絵本展	2月13日～ 2月26日	本館ロビー
柏子どもの本を読む会	この1年で取り上げた図書	3月13日～ 3月27日	本館ロビー

■おはなし会

名称	内容	開催日	会場	参加者数
夏休みおはなし会	素話、ビッグブック、手遊び等	8月29日	本館おはなし室	22人

※他に、以下の本館・分館で定期的におはなし会（絵本の読み聞かせ等）を開催

開催館	開催日	開催回数	参加者数	開催館	開催日	開催回数	参加者数
本館	毎週木曜日、 第3土曜日	58回	371人	新富分館	第1水曜日	12回	80人
豊四季台分館	毎週水曜日	47回	360人	高田分館	第3金曜日	11回	88人
田中分館	第3木曜日	12回	127人	根戸分館	第2金曜日、 第3土曜日	23回	437人
南部分館	第3金曜日	11回	208人	新田原分館	毎週土曜日、 第3水曜日	45回	276人
西原分館	第3金曜日	11回	206人	松葉分館	第2水曜日	11回	181人
布施分館	第3土曜日	11回	136人	藤心分館	第2・3金曜日	21回	450人
増尾分館	第1水曜日	7回	63人	高柳分館	第1・3火曜日	9回	92人
光ヶ丘分館	第2火曜日	11回	215人	こども図書館	毎日	359回	10,945人

■図書館広報紙の発行

名 称	号数	発行日	主な内容
図書館広報紙「てのひら」の発行	第31号	4月1日	國分功一郎文芸講演会、歴史講演会 利根川・江戸川の大洪水 山崎翠乳幼児絵本講演会 他
	第32号	8月1日	こども図書館5周年、こども司書おススメ本POP展 他
	第33号	12月28日	知的書評合戦ビブリオバトル、柏市こども司書会議 他

2 ブックスタート関連事業

■ブックスタート参加者数等

実施月	受診者数	図書受取者数	ボランティア参加者数	実施月	受診者数	図書受取者数	ボランティア参加者数
4月	294人	289人	56人	10月	289人	289人	41人
5月	292人	292人	56人	11月	244人	243人	58人
6月	276人	274人	52人	12月	247人	246人	45人
7月	256人	256人	60人	1月	255人	255人	47人
8月	249人	248人	43人	2月	247人	246人	37人
9月	283人	283人	58人	3月	284人	282人	47人
				計	3,216人	3,203人	600人

※受診者数…1歳6ヶ月児健診の受診者数

■ブックリスト配布

名称	内容	開催回数	場所	参加者数
3歳児健診時 ブックリスト配布	ブックスタート事業（1歳半健診時）のフォローアップ事業として位置づけ、3歳児健診時に幼児向けブックリストを配布	毎月4～5回、年52回開催	ウェルネス柏 沼南保健センター リフレッシュプラザ	3,218人

3 課題解決支援型事業

■子育て支援関係（こども図書館関連）

名称	内容	開催日	場所	参加者数等
こども図書館 講演会・開館5周年記念行事・おはなし会（毎日）等の開催	①読み聞かせボランティアによる毎日おはなし会・音楽会等の開催 ②こども図書館開館5周年記念行事（おはなし会、人形劇） ③二松学舎大学附属柏中学校・高等学校「音楽とおはなしの会」 ④川端誠絵本ライブ＆講演会読 ⑤健康講座	①4月1日 ～3月31日 ②8月3日・ 4日・8日 ③12月26日 ④3月1日 ⑤年間10回	こども図書館	①10,541人 ②280人 ③124人 ④316人 ⑤297人 ※こども図書館 年間来館者数等 ・来館者 91,133人 ・行事参加者 11,558人 ・ボランティア参加者 1,096人 ・開催数 370回
図書館おはなし会ボランティア研修会・交流会	①分館読み聞かせボランティア意見交換会 ②ボイストレーニング ③おはなし小道具作り ④わらべうた ⑤こども図書館読み聞かせボランティア交流会	①11月5日 ②12月5日 ③1月31日 2月4日 ④2月27日 ⑤2月27日	①本館 ②沼南庁舎 ③中央公民館 ④沼南庁舎 ⑤沼南庁舎	①14人 ②17人 ③39人 ④22人 ⑤12人
こども図書館運営検討会の開催	保健所、児童育成課、児童センター、保育課等関連部署担当職員と図書館職員間での事業報告及び連携事業の意見交換	3月26日	本館 第1会議室	関係部署職員 9人

■行政向け課題解決支援事業

名称	内容	開催日	場所	担当課
紅一点じや、足りない 男女共同参画週間	関連図書の展示・ ブックリストの作成	6月14日～ 7月1日	本館ロビー	男女共同参画室
向き合おう、自分のからだ～ がん制圧月間～	関連図書の設置・ ブックリストの作成・ ベストリーダーの作成	9月3日～ 9月17日	本館ロビー	福祉活動推進課
「がんに向き合おう！」 ～励まされたこの一冊・がん という病気って？～	ミニ講演会・座談会 (市民25人参加)	9月6日	本館2階会 議室	福祉活動推進課
消費生活で困ったことがあり ましたらご相談を！11月は計 量月間です！	関連図書の展示	11月1日～ 11月15日	本館ロビー	消費生活センター
女性に対する暴力をなくす運 動	関連図書の展示・ ブックリストの提供	11月8日～ 12月3日	本館ロビー	男女共同参画室
「デートDV」ってなに？	講演会 (市民20人参加)	11月20日	本館2階会 議室	男女共同参画室
障害にかんする本の展示コー ナー	関連図書の展示・ ブックリストの提供	12月4日～ 12月24日	本館ロビー	障害福祉課
大人のための絵本と児童書	関連図書の展示・ ブックリストの作成	12月25日～ 1月10日	本館ロビー	男女共同参画室
柏の水道に関する本の展示	関連図書の展示	2月27日～ 3月7日	本館ロビー	水道部
FoodStation かしわ～農×食 でつながる社会	関連図書の展示	3月16日～ 3月31日	本館ロビー	協働推進課

4 学校・大学との連携事業

■学校図書館支援事業

名称	内容	開催日	場所
第1回 柏市立図書館・ 学校図書館連絡検討会	図書館・学校図書館との連携事業についての 協議（委員15人出席）	7月26日	本館第2会議室
第2回 柏市立図書館・ 学校図書館連絡検討会	図書館・学校図書館との連携事業についての 報告・協議（委員15人出席）	3月25日	本館第2会議室
子ども司書養成講座 (子ども司書会議)	指導課と共に、市内小・中学生約174人が 参加。 ・図書館司書による図書館ツアーアー ・「こんな図書館あつたらいいな」の発表、他	8月～10 月	本館第2会議室 他

■市内大学図書館相互連携事業

名称	内容	開催日	場所	参加者数
市立図書館・市内4 大学図書館の意見交 換会	大学図書館市民開放のPRを目的 とした合同企画展及び関連講演会 に関する実施報告及び事業計画打 合せ	6月7日	本館第2会議室	4大学図書館 関係者・図書館 職員 計11人

名称	内容	開催日	場所	参加者数
市内4大学図書館・市立図書館合同企画展	各大学図書館等の秘蔵資料公開及び関連講演会の開催 ①東京大学「東大生の本棚2013」「論語」「リケジョの本、あります。」 ②麗澤大学「『論語』-現在(いま)に生きる孔子の教え」 ③二松学舎大学「論語-現代に生きる孔子と門人のことば」 ④日本橋学館大学「『論語』と渋沢栄一；その足跡と精神」	①10月23日～10月29日 ②10月19日～11月9日 ③10月15日～11月9日 ④10月14日～27日	①東京大学柏図書館2階新刊展示書棚 ②麗澤大学図書館ロビー展示コーナー ③二松学舎大学附属柏図書館展示室 ④日本橋学館大学図書館展示台	①- ②44人 ③44人 ④約60人
市内4大学図書館・市立図書館合同講演会	①東京大学「ビブリオバトル 新領域創成科学研究科の学生による書評合戦」 ②麗澤大学「今、『論語』から学ぶもの」 ③二松学舎大学「孔子の数学が目ざしたもの」 ④日本橋学館大学「『論語』と渋沢栄一」(天候不良のため中止)	①10月25日 ②10月19日 ③10月26日 ④10月26日	①東京大学柏図書館 ②麗澤大学校舎 ③二松学舎大学柏校舎教室 ④日本橋学館大学こもれびホール	①15人 ②38人 ③62人 ④-
市内4大学図書館見学ツアー及び知的書評合戦(ビブリオバトル) 【再掲】	市民を対象とした ①市内4大学図書館見学バスツアー ②市内各大学生及び市民代表による知的書評合戦(ビブリオバトル)	①11月9日 ②11月9日	①東京大学柏図書館、麗澤大学図書館、二松学舎大学附属柏図書館、日本橋学館大学図書館 ②日本橋学館大学図書館こもれびホール	①26人 ②58人(市民代表5人含む)

5 その他事業

■地域モデルアーカイブ事業

名称	内容	開催日	場所	参加者数
歴史写真展 「柏のいま・むかし」	市民団体「柏ALWAY'S」の協力を得て市民から収集した昭和30・40年代の柏の写真展	3月1日～15日	本館2階通路	-

■プラネタリウム事業

図書館本館内にあるプラネタリウムの運営も視聴覚教育の一環として実施し、毎月、第二・第四土曜日とそれに続く日曜日の一般投影のほか、団体(学習)投影を随時行っています。夜空に輝く季節の星空とそれにまつわる神話や天文情報も交えて楽しく解説しながら、約1時間のプログラムで投影しています。

【プラネタリウム利用状況(平成25年度)】

区分	投影日数	投影回数	児童	学生	一般	利用者計
一般投影	43日	108回	843人	191人	1,278人	2,312人
団体投影	16日	29回	763人	0人	33人	796人

6 図書館利用サービスの充実

■祝日開館・インターネット予約システム・本館増書対策等

名 称	内 容	実施日	場 所	備 考
祝日開館	旧沼南地区のみで実施していた祝日開館を本館・全分館で実施	19年4月から	本館・全分館	
インターネット予約システムの稼動	自宅等のパソコンから柏市のホームページを介して図書予約ができるシステムを導入	1次稼動 19年9月から 2次稼動 20年1月から	本館・全分館	
図書館システムの見直し	新システムに変更しホームページ、インターネット予約等の利便性向上を図る	22年11月～	本館・全分館	
本館増書対策等	①1階CD架 ②2階雑誌架・新聞棚等の増設(収納冊数約15,000冊増) ③2階参考資料室内の書架増設(21席から30席)	24年1月	本館	
本館リニューアル	①エントランス正面入口の段差解消 ②1階カウンターに登録・相談コーナー設置 ③児童室出入口を新設 ④1階LED化	25年2月	本館	

7 図書館協議会開催状況

開催日	内 容
平成25年6月11日	平成24年度事業報告、平成25年度事業計画、子ども読書活動推進計画(第二次)、柏市ブックスタート事業アンケート調査分析、学びづくりフロンティアプロジェクト2013、平成25年度図書館協議会の活動について、貸出サービスの見直しについて
平成25年10月9日	風早南部小学校・学びづくりフロンティアプロジェクト2013について(視察研修)
平成26年2月18日	平成25年度事業報告、平成26年度事業計画(案)、柏市立図書館条例施行規則の一部改正について他

9 図書館の活動状況(平成25年度)

団体区分(一般)

団体名	貸出冊数
旭小子どもルーム	945
旭東小こどもルーム	820
育児サークルほしの子	1,035
永楽台児童センター	21
NPO法人 希望の虹	20
おお田保育園	21
お昼の読書会	32
かがみ読書会	65
風早南部小こどもルーム	275
風早北部小こどもルーム第二保育	1,345
風早北部小学校こどもルーム	454
柏子どもの本を読む会	220
柏三小こどもルーム	1,495
柏市しこだ児童センター	3
柏市立あけぼの保育園	20
柏市立東町保育園	301
柏市立かしわ幼稚園	2
柏市立桜台保育園	40
柏市立土南部保育園	128
柏市立手賀西小こどもルーム	272
柏市立松葉保育園	18
柏市立若葉保育園	805
柏第一小子どもルーム	952
柏第五小子どもルーム	1,812
柏第七小子どもルーム	930
柏第二小子どもルーム	604
柏第四小子どもルーム	811
柏の葉小こどもルーム	836
柏八小子どもルーム	1,040
かしわファミリー・サポート・セ	28
柏六小こどもルーム	768
かたくり 読書会	33
カンガルークラブ	258
北柏駅前保育園わらび	28
北柏ディサービスセンター	5
くるみ幼稚園	116
ぐるーぷりん	36
グループホーム豊四季台	16
巻石堂さくら保育園	539
高野台保育園	179
子育て支援センターぽっかぽか	84
子どもの本をよむ会こあら	300
こびとのへや	179

団体名	貸出冊数
酒井根小子どもルーム	1,030
酒井根西小ルーム	900
酒井根東小子どもルーム	840
逆井小子どもルーム	904
社会福祉法人 かたくり会 あす	159
社会福祉法人 童心会 柏さかさ	25
生涯学習課家庭教育支援担当	46
沼南公民館	31
新田原近隣センター	4
真和会ケアハウス四季の里	170
高田小子どもルーム	886
高柳障害福祉センター	247
高柳小子どもルーム	704
高柳児童センター	21
高柳西小子どもルーム	4
高柳保育園	117
田中小子どもルーム	847
男女共同参画室	1
地域づくりコーディネーター	46
千葉県柏児童相談所	1,235
土小子どもルーム	547
土南部小子どもルーム	1,109
ディサービスセンターパンダ	12
富勢子どもルーム	1,117
富勢西小子どもルーム	440
十余二子どもルーム	16
読書サークル「いこいのそよ風」	22
中原小子どもルーム	851
名戸ヶ谷小子どもルーム	697
名戸ヶ谷保育園	237
南部みんなの広場	5
西原小子どもルーム	523
西原幼稚園	232
日本おはなし教育連合	6
花野井小子どもルーム	845
花の井保育園	40
光ヶ丘近隣センター内遊戯室	22
光ヶ丘小子どもルーム	1,287
東葛飾地区母親読書センター	180
ぴかりんクラブ	12
藤心小子どもルーム	142
布施近隣センター遊戯室	75
文月会	101

団体名	貸出冊数
ポレポレ(NPOこどもすペーす	360
増尾西小子どもルーム	1,210
増尾西小図書ボランティア「ひな	116
松葉第一小子どもルーム	1,252
松葉読書会 れもん	96
松葉二小子どもルーム	1,529
ミニシアター はらぺこくん	307
もじずり読書会	81
豊小子どもルーム	928
朗読奉仕サークル	26
合計	40,531

団体区分(相互協力)

団体名	貸出冊数
県立西部図書館	175
県立中央図書館	19
県立東部図書館	58
我孫子市民図書館	252
市川市中央図書館	354
印西市立図書館	289
浦安市立図書館	313
鎌ヶ谷市立図書館	158
白井市立図書館	30
流山市立図書館	241
流山市立木の図書館	44
流山市立森の図書館	54
野田市立興風図書館	194
船橋市立中央図書館	184
船橋市立西図書館	101
船橋市立北図書館	118
船橋市立東図書館	230
松戸市立図書館	384
旭市立図書館	4
市原市立図書館	67
大網白里町立図書室	15
大多喜町立図書館	11
香取市立図書館	22
木更津市立図書館	103
君津市立図書館	32
佐倉市立図書館	32
佐倉市立佐倉南図書館	11
佐倉市立志津図書館	92
山武市立山武の森図書館	6

団体名	貸出冊数
山武市松尾図書館	67
山武市成東図書館	25
酒々井町立図書館	19
匝瑳市八日市場図書館	8
袖ヶ浦市立図書館	57
千葉市立中央図書館	60
千葉市立花見川図書館	6
千葉市立みやこ図書館	4
千葉市立稻毛図書館	65
千葉市立若葉図書館	13
千葉市立緑図書館	15
千葉市立美浜図書館	26
銚子市立図書館	17
富里市立図書館	5
習志野市立図書館	148
成田市立図書館	27
茂原市立図書館	21
八街市立図書館	22
八千代市立図書館	44
八千代市立大和田図書館	12
八千代市立勝田台図書館	31
八千代市立緑が丘図書館	59
横芝光町立図書館	53
四街道市立図書館	27
勝浦市立図書館	2
鴨川市立図書館	11
館山市立図書館	7
東金市立図書館	21
南房総市千倉図書館	7
相互貸借 県内	85
相互貸借 県外	15
合計	4,572

団体区分(読み聞かせ)

団体名	貸出冊数
おかあさんのおはなし会	60
おはなしアーティスト	107
おはなし広場 いないないばあ	87
おはなしポケット	4
おはなしや	51
おはなし あのね	79
おはなしおはなしグーチョキパー	30
おはなし会 松ぼっくり	35
おはなしジャングル	272
おはなし宝箱	56
おはなしたまてばこ	209
おはなしのへや	17
おはなしのへや	150
おはなしポップコーン	104
おはなしランド	85
親と子のおはなし会	693
キラキラおはなし会	30
そらいろのたね(中原小読み聞かせ)	3
たかちゃんのおはなし会	47
高柳西小学校絵本の会	343
西原小学校読み聞かせ委員会	483
にじいろ おはなしかい	199
ねどちゃん	8
光ヶ丘小学校読み聞かせグループ	104
藤心小学校図書ボランティア「お	310
ブックスタート田中保育園	564
松葉第二小学校お母さんのお話し	15
読み聞かせの会	31
合計	4,176

団体区分(学校支援)

団体名	貸出冊数
麗澤中・高等学校	147
市立柏高等学校	280
柏市立旭東小学校	2
柏市立旭東小学校司書教諭	4
柏市立大津ヶ丘第一小学校	44
柏市立大津ヶ丘第二小学校	115
柏市立大津ヶ丘第一小学校・司書	148
柏市立大津ヶ丘第二小学校司書教	18
柏市立風早中学校司書教諭	29
柏市立風早南部小学校	55
柏市立風早南部小学校司書教諭	16
柏市立風早北部小学校	90
柏市立風早北部小学校司書教諭	6

団体名	貸出冊数
柏市立柏第一小学校	177
柏市立柏第一小学校・司書教諭	57
柏市立柏第五小学校	86
柏市立柏第五小学校司書教諭	34
柏市立柏第三小学校	171
柏市立柏第七小学校	58
柏市立柏第七小学校司書教諭	111
柏市立柏第二小学校	61
柏市立柏第二小学校司書教諭	54
柏市立柏第八小学校・司書教諭	101
柏市立柏第四小学校司書教諭	1
柏市立柏第六小学校	321
柏市立柏第六小学校司書教諭	56
柏市立柏中学校	62
柏市立柏の葉小学校	74
柏市立酒井根小学校	59
柏市立酒井根小学校・司書教諭	354
柏市立酒井根西小学校	6
柏市立逆井小学校司書教諭	4
柏市立高田小学校	40
柏市立高柳小学校司書教諭	155
柏市立高柳小学校	8
柏市立高柳中学校	230
柏市立高柳中学校司書教諭	40
柏市立高柳西小学校司書教諭	15
柏市立土小学校	108
柏市立富勢東小学校司書教諭	42
柏市立豊四季中学校	61
柏市立十余二小学校	45
柏市立中原小学校・司書教諭	35
柏市立名戸ヶ谷小学校	75
柏市立西原小学校	8
柏市立西原中学校	59
柏市立花野井小学校	1
柏市立光ヶ丘小学校・司書教諭	1
柏市立光ヶ丘中学校	13
柏市立藤心小学校	18
柏市立藤心小学校司書教諭	263
柏市立増尾西小学校	18
柏市立松葉中学校司書教諭	13
柏市立松葉中学校	131
中原小学校	37
小計	4,217

9 視聴覚資料利用状況（平成25年度）

視聴覚資料所蔵点数

C D	3, 993点
テープ	511点
D V D	762点
ビデオ	269点

視聴覚資料貸出状況

単位：点

項目 月	貸 出 状 況 (点)				
	C D	テープ	D V D	ビデオ	合計
合計	21,844	681	6,862	511	29,898

9 図書館の活動状況（平成25年度）

10 障害者サービス

項目 月	利用者数 (人)	登録状況(人)			貸出状況		
		新規	除籍	累計	図書(冊)	テープ (点)	合計
4月	11	0	0	65	64	6	70
5月	11	2	0	67	59	6	65
6月	13	0	0	67	71	8	79
7月	12	2	0	69	73	4	77
8月	12	0	0	69	58	6	64
9月	11	2	0	71	68	8	76
10月	10	1	0	72	40	13	53
11月	11	2	0	74	68	6	74
12月	10	1	0	75	34	5	39
1月	9	1	0	76	32	4	36
2月	11	0	0	76	36	3	39
3月	11	1	0	77	60	9	69
合計	132	12	0		663	78	741

11 リサイクル図書

利用者数 (人)	冊 数 (冊)
3, 203	6, 802

* この他に、「図書館まつり」等で、約10,000冊のリサイクル本を頒布。

12 コピー利用状況

件数 (件)	枚数 (枚)
3, 607	29, 170

13 ベストリーダー

(一般書)

順位	図書名	著者	出版者	回数	複本冊数
1	謎解きはディナーのあとで	東川 篤哉	小学館	493	32
2	下町ロケット	池井戸 潤	小学館	458	26
3	マスカレード・ホテル	東野 圭吾／著	集英社	432	22
4	カッコウの卵は誰のもの	東野 圭吾	光文社	414	21
5	麒麟の翼	東野 圭吾	講談社	410	21
6	舟を編む	三浦 しをん／著	光文社	408	26
7	春霞ノ乱 書き下ろし長編時代小説	佐伯 泰英／著	双葉社	383	24
8	真夏の方程式	東野 圭吾／著	文藝春秋	365	21
9	ナミヤ雑貨店の奇蹟	東野 圭吾／著	角川書店	364	23
10	一路上	浅田 次郎／著	中央公論新社	361	19
11	ブルーマーダー	菅原 哲也／著	光文社	360	19
12	海賊とよばれた男 上	百田 尚樹／著	講談社	350	24
13	徒然ノ冬 書き下ろし長編時代小説	佐伯 泰英／著	双葉社	348	22
14	ソロモンの偽証 第2部 決意	宮部 みゆき／著	新潮社	347	21
15	白ゆき姫殺人事件	湊 かなえ／著	集英社	346	18
16	色彩を持たない多崎つくると、彼の巡礼の年	村上 春樹／著	文藝春秋	343	26
17	サファイア	湊 かなえ／[著]	角川春樹事務所	340	18
18	一路 下	浅田 次郎／著	中央公論新社	339	19
19	あの頃の誰か	東野 圭吾	光文社	337	21
20	虚像の道化師	東野 圭吾／著	文藝春秋	330	21

(児童書)

順位	図書名	著者	出版者	回数	複本冊数
1	ノンタンのたんじょうび	おおとも やすおみ／作	偕成社	764	59
2	しろくまちゃんのほっとけーき	わかやま けん／著	こぐま社	762	97
3	ノンタンいもうといいな	キヨノ サチコ／作・絵	偕成社	711	47
4	ねないこだれだ	せな けいこ／さく え	福音館書店	698	90
5	ノンタンいたいのとんでけ～☆	キヨノ サチコ／作・絵	偕成社	696	47
6	ノンタンおやすみなさい	キヨノ サチコ／作・絵	偕成社	686	56
7	ノンタン ほわほわ ほわわ	おおとも やすおみ／作・絵	偕成社	677	52
8	あかんべノンタン	おおとも やすおみ／作	偕成社	661	52
9	ノンタンおよぐのだいすき	おおとも やすおみ／作・絵	偕成社	644	39
10	ノンタンでかでかありがとう	キヨノ サチコ／キヨ	偕成社	641	44
11	がたんごとんがたんごとん	安西 水丸／さく	福音館書店	638	105
12	ノンタン あわ ふくふく ふぶふう	おおとも やすおみ／作	偕成社	635	45
13	おおきなかぶ ロシアの昔話	A. トルストイ／再話	福音館書店	609	71
13	ノンタン！ サンタクロースだよ	おおとも やすおみ／作	偕成社	609	48
15	うずらちゃんのかくれんぼ	きもと ももこ／作	福音館書店	605	80
16	きんぎょが にげた	五味 太郎	福音館書店	564	73
17	ぴょーん	まつおか たつひで／作・絵	ポプラ社	561	78
18	そらはだかんぼ	五味 太郎／作	偕成社	534	78
19	ノンタンふわふわタータン	キヨノ サチコ／作・絵	偕成社	525	42
20	ノンタン ぶらんこ のせて	おおとも やすおみ／作	偕成社	524	42

9 図書館の活動状況(平成25年度)

1 4 予約受付件数・処理件数 (平成25年度)

(単位／件)

	受付件数	処理件数		
		貸出処理	取消処理	取消処理 (ホームページ)
本館	76,470	56,058	3,830	12,119
豊四季台	31,710	30,207	1,234	
田中	17,500	15,647	873	
南部	20,044	18,550	737	
西原	22,134	20,585	1,087	
永楽台	30,039	27,807	1,723	
布施	7,834	7,541	121	
増尾	25,787	24,345	1,047	
光ヶ丘	41,216	38,467	2,192	
新富	22,779	20,654	1,254	
高田	15,903	14,835	718	
根戸	18,983	17,987	618	
新田原	15,630	14,730	564	
松葉	37,853	34,888	1,487	
藤心	19,912	18,581	204	
沼南	14,495	13,134	656	
高柳	17,673	16,229	852	
二ども	10,507	8,783	587	
合計	446,469	399,028	19,784	12,119
	446,469			430,931

9 図書館の活動状況(平成25年度)



第8回図書館まつり より



子ども司書会議 より



子ども司書POP展 より

10 統計表一覧

1 藏書冊数 平成25年度分類別藏書冊数(単位:冊)

館名 分類		本館	豊四季台	田中	南部	西部	原	永楽台	布施	増尾	光ヶ丘	新富
総記	児童書	836	70	240	119	100	201	125	166	144	161	
	一般書	12,534	345	322	424	313	401	322	360	406	404	
	計	13,370	415	562	543	413	602	447	526	550	565	
哲学	児童書	454	77	77	92	55	96	82	73	74	103	
	一般書	10,135	882	494	650	543	838	413	895	832	662	
	計	10,589	959	571	742	598	934	495	968	906	765	
歴史	児童書	2,752	487	544	534	545	611	461	569	498	561	
	一般書	24,628	2,092	2,057	1,947	1,679	1,887	2,066	2,565	2,145	1,623	
	計	27,380	2,579	2,601	2,481	2,224	2,498	2,527	3,134	2,643	2,184	
社会科学	児童書	2,850	465	575	580	536	737	980	907	622	568	
	一般書	40,945	2,305	2,404	3,124	2,080	2,389	2,504	3,528	2,716	2,309	
	計	43,795	2,770	2,979	3,704	2,616	3,126	3,484	4,435	3,338	2,877	
自然科学	児童書	5,618	1,135	1,239	1,277	1,405	1,759	1,343	1,387	1,396	1,386	
	一般書	13,706	1,376	1,095	1,203	1,065	1,396	1,116	1,842	1,248	1,198	
	計	19,324	2,511	2,334	2,480	2,470	3,155	2,459	3,229	2,644	2,584	
技術	児童書	1,805	460	525	563	548	751	578	558	408	609	
	一般書	11,591	1,861	1,989	1,879	2,094	2,476	2,290	2,604	2,194	1,894	
	計	13,396	2,321	2,514	2,442	2,642	3,227	2,868	3,162	2,602	2,503	
産業	児童書	1,034	226	341	306	296	335	332	306	259	334	
	一般書	5,996	497	528	606	673	719	668	806	595	557	
	計	7,030	723	869	912	969	1,054	1,000	1,112	854	891	
芸術	児童書	2,892	610	721	701	761	926	939	731	576	662	
	一般書	18,287	1,759	1,776	1,917	1,484	1,766	1,709	2,273	1,597	1,455	
	計	21,179	2,369	2,497	2,618	2,245	2,692	2,648	3,004	2,173	2,117	
言語	児童書	576	194	133	131	117	159	192	132	158	140	
	一般書	3,769	385	329	432	303	375	289	430	357	295	
	計	4,345	579	462	563	420	534	481	562	515	435	
文学	児童書	39,801	8,550	9,951	9,936	9,459	12,023	9,662	9,389	10,935	10,224	
	一般書	96,140	11,929	10,070	9,997	7,617	7,423	11,738	10,105	9,261	10,067	
	計	135,941	20,479	20,021	19,933	17,076	19,446	21,400	19,494	20,196	20,291	
合計	児童書	58,618	12,274	14,346	14,239	13,822	17,598	14,694	14,218	15,070	14,748	
	一般書	237,731	23,431	21,064	22,179	17,851	19,670	23,115	25,408	21,351	20,464	
	計	296,349	35,705	35,410	36,418	31,673	37,268	37,809	39,626	36,421	35,212	
館別比率 (%)		32.7	3.9	3.9	4.0	3.5	4.1	4.2	4.4	4.0	3.9	

館名 分類	高 田	根 戸	新 田	原 松	葉	藤	心	沼 南	高 柳	こ ど も	合 計	構成比率 (%)
総記	児童書	135	92	79	138	94	103	64	27	2,894	2.4	
	一般書	416	443	359	515	363	869	187	180	19,163		
	計	551	535	438	653	457	972	251	207	22,057		
哲学	児童書	66	73	54	87	95	87	31	11	1,687	2.5	
	一般書	399	645	456	870	564	1,450	670	36	21,434		
	計	465	718	510	957	659	1,537	701	47	23,121		
歴史	児童書	655	429	480	693	458	579	217	134	11,207	7.5	
	一般書	1,709	1,796	1,507	2,460	1,775	3,585	1,332	257	57,110		
	計	2,364	2,225	1,987	3,153	2,233	4,164	1,549	391	68,317		
社会科学	児童書	706	552	567	774	637	471	278	265	13,070	10.6	
	一般書	1,693	2,528	1,952	3,237	2,054	4,749	1,594	896	83,007		
	計	2,399	3,080	2,519	4,011	2,691	5,220	1,872	1,161	96,077		
自然科学	児童書	1,627	1,260	1,231	1,711	957	1,235	550	1,062	27,578	6.9	
	一般書	1,025	1,422	951	1,723	1,067	2,143	788	360	34,724		
	計	2,652	2,682	2,182	3,434	2,024	3,378	1,338	1,422	62,302		
技術	児童書	578	489	462	645	443	502	278	319	10,521	6.4	
	一般書	1,972	1,913	1,957	2,386	2,268	2,832	1,745	1,141	47,086		
	計	2,550	2,402	2,419	3,031	2,711	3,334	2,023	1,460	57,607		
産業	児童書	299	274	226	396	253	262	211	101	5,791	2.5	
	一般書	451	635	529	736	673	1,273	488	25	16,455		
	計	750	909	755	1,132	926	1,535	699	126	22,246		
芸術	児童書	792	579	567	964	490	409	253	500	14,073	7.0	
	一般書	1,456	1,438	1,329	1,912	1,752	5,193	2,205	146	49,454		
	計	2,248	2,017	1,896	2,876	2,242	5,602	2,458	646	63,527		
言語	児童書	133	108	117	171	109	150	60	41	2,821	1.4	
	一般書	257	413	248	591	369	762	192	1	9,797		
	計	390	521	365	762	478	912	252	42	12,618		
文学	児童書	11,420	8,745	8,233	13,112	9,509	10,651	8,094	24,491	224,185	52.8	
	一般書	9,177	7,379	6,888	12,047	10,415	17,272	7,402	127	255,054		
	計	20,597	16,124	15,121	25,159	19,924	27,923	15,496	24,618	479,239		
合計	児童書	16,411	12,601	12,016	18,691	13,045	14,449	10,036	26,951	313,827	100.0	
	一般書	18,555	18,612	16,176	26,477	21,300	40,128	16,603	3,169	593,284		
	計	34,966	31,213	28,192	45,168	34,345	54,577	26,639	30,120	907,111		
館別比率 (%)		3.9	3.4	3.1	5.0	3.8	6.0	2.9	3.3	100.0		

10 統計表一覧

2 貸出冊数 平成25年度月別貸出数(単位：冊)

館名 月		本館	豊四季台	田中	南部	西部	原	永楽台	布施	増尾	光ヶ丘	新富
4月	児童書	7,763	3,133	2,573	2,394	2,187	3,556	1,254	2,956	4,996	3,122	
	一般書	18,068	8,973	3,978	5,141	4,962	6,541	2,854	6,830	10,499	5,405	
	計	25,831	12,106	6,551	7,535	7,149	10,097	4,108	9,786	15,495	8,527	
5月	児童書	8,055	3,271	2,509	2,588	2,073	3,654	978	2,759	5,056	2,795	
	一般書	19,297	9,400	4,200	5,656	5,097	6,613	2,892	6,824	10,735	5,580	
	計	27,352	12,671	6,709	8,244	7,170	10,267	3,870	9,583	15,791	8,375	
6月	児童書	8,893	3,438	2,727	2,951	2,367	3,992	1,368	3,130	5,617	3,455	
	一般書	19,211	9,328	4,288	5,709	5,085	6,670	2,799	6,914	11,043	5,530	
	計	28,104	12,766	7,015	8,660	7,452	10,662	4,167	10,044	16,660	8,985	
7月	児童書	10,501	3,920	3,667	3,551	2,945	4,208	1,515	3,484	6,897	4,292	
	一般書	19,135	9,245	4,329	5,339	5,028	6,185	2,732	6,652	10,641	5,417	
	計	29,636	13,165	7,996	8,890	7,973	10,393	4,247	10,136	17,538	9,709	
8月	児童書	11,363	3,866	3,263	3,938	3,465	4,440	1,759	4,159	7,063	4,696	
	一般書	19,847	9,733	4,591	5,730	5,110	6,520	3,035	7,137	11,407	5,757	
	計	31,210	13,599	7,854	9,668	8,575	10,960	4,794	11,296	18,470	10,453	
9月	児童書	7,872	3,059	2,820	2,743	2,510	3,532	1,178	2,720	5,002	3,061	
	一般書	18,285	9,192	4,232	5,300	4,945	6,410	2,827	6,652	10,597	5,551	
	計	26,157	12,251	7,052	8,043	7,455	9,942	4,005	9,372	15,599	8,612	
10月	児童書	7,540	3,210	2,978	2,817	2,521	3,495	1,324	3,311	4,848	2,777	
	一般書	17,947	9,614	4,485	5,499	5,100	6,373	2,945	6,671	10,567	5,397	
	計	25,487	12,824	7,463	8,316	7,621	9,868	4,269	9,982	15,415	8,174	
11月	児童書	7,506	3,469	2,949	2,757	2,667	3,699	1,336	3,252	4,825	3,301	
	一般書	17,716	9,262	4,146	4,988	4,808	6,448	2,903	6,517	10,155	5,204	
	計	25,222	12,731	7,095	7,745	7,475	10,147	4,239	9,769	14,980	8,505	
12月	児童書	7,008	2,903	2,615	2,629	2,442	3,213	1,200	3,047	4,822	3,040	
	一般書	16,807	8,287	3,700	4,794	4,519	5,773	2,691	5,808	9,601	4,608	
	計	23,815	11,190	6,315	7,423	6,961	8,986	3,891	8,855	14,423	7,648	
1月	児童書	6,650	2,723	2,697	2,824	2,510	3,241	1,386	3,095	4,523	2,532	
	一般書	15,775	8,875	3,971	5,212	4,606	5,593	2,993	6,409	9,425	4,865	
	計	22,425	11,598	6,668	8,036	7,116	8,834	4,379	9,504	13,948	7,397	
2月	児童書	4,728	2,614	1,966	2,066	1,933	2,753	1,115	2,651	3,591	2,098	
	一般書	12,027	7,387	3,239	3,966	3,781	5,189	2,386	5,447	7,588	3,850	
	計	16,755	10,001	5,205	6,032	5,714	7,942	3,501	8,098	11,179	5,948	
3月	児童書	7,121	3,416	2,983	3,005	2,523	3,471	1,462	3,122	5,005	2,828	
	一般書	16,447	9,070	4,316	5,337	5,018	6,484	3,069	6,604	10,338	5,231	
	計	23,568	12,486	7,299	8,342	7,541	9,955	4,531	9,726	15,343	8,059	
合計	児童書	95,000	39,022	33,747	34,263	30,143	43,254	15,875	37,686	62,245	37,997	
	一般書	210,562	108,366	49,475	62,671	58,059	74,799	34,126	78,465	122,596	62,395	
	計	305,562	147,388	83,222	96,934	88,202	118,053	50,001	116,151	184,841	100,392	
館別比率 (%)		14.7	7.1	4.0	4.7	4.3	5.7	2.4	5.6	8.9	4.8	

館名 月		高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南	高柳	こども	合計	構成比率 (%)
4月	児童書	2,737	2,077	1,629	4,934	2,033	1,102	2,680	9,796	60,922	8.2
	一般書	3,885	3,923	3,592	9,860	4,839	5,599	4,170	1,532	110,651	
	計	6,622	6,000	5,221	14,794	6,872	6,701	6,850	11,328	171,573	
5月	児童書	2,574	2,063	1,637	4,558	1,927	1,063	2,773	9,141	59,474	8.4
	一般書	4,120	4,250	3,904	10,114	4,907	5,848	4,356	1,567	115,360	
	計	6,694	6,313	5,541	14,672	6,834	6,911	7,129	10,708	174,834	
6月	児童書	3,063	2,127	2,176	4,739	2,212	1,325	3,395	10,946	67,921	8.9
	一般書	3,996	4,248	4,078	10,623	5,092	6,122	4,440	1,779	116,955	
	計	7,059	6,375	6,254	15,362	7,304	7,447	7,835	12,725	184,876	
7月	児童書	3,264	2,433	2,046	5,997	2,794	1,850	3,715	12,684	79,763	9.3
	一般書	3,686	3,909	3,453	10,000	4,752	5,658	4,630	1,721	112,512	
	計	6,950	6,342	5,499	15,997	7,546	7,508	8,345	14,405	192,275	
8月	児童書	3,620	2,671	2,536	6,807	2,597	2,108	4,186	13,884	86,421	10.0
	一般書	4,222	4,029	3,892	10,750	5,032	6,511	4,894	1,742	119,939	
	計	7,842	6,700	6,428	17,557	7,629	8,619	9,080	15,626	206,360	
9月	児童書	2,446	2,150	1,480	4,709	2,330	1,440	2,922	10,493	62,467	8.4
	一般書	3,975	4,017	3,757	10,096	4,559	5,802	4,362	1,609	112,168	
	計	6,421	6,167	5,237	14,805	6,889	7,242	7,284	12,102	174,635	
10月	児童書	2,561	2,200	1,544	5,114	2,207	1,256	2,815	10,189	62,707	8.5
	一般書	3,863	4,117	3,665	10,018	4,786	5,860	4,391	1,532	112,830	
	計	6,424	6,317	5,209	15,132	6,993	7,116	7,206	11,721	175,537	
11月	児童書	2,569	2,168	1,432	5,256	2,250	1,412	2,710	10,078	63,636	8.3
	一般書	3,581	3,913	3,653	9,614	4,595	5,200	4,166	1,370	108,239	
	計	6,150	6,081	5,085	14,870	6,845	6,612	6,876	11,448	171,875	
12月	児童書	2,053	1,795	1,643	4,869	2,293	1,101	2,476	8,941	58,090	7.6
	一般書	3,304	3,399	3,521	9,276	4,690	4,699	3,857	1,182	100,516	
	計	5,357	5,194	5,164	14,145	6,983	5,800	6,333	10,123	158,606	
1月	児童書	2,232	1,811	1,607	4,564	2,296	1,224	2,535	9,651	58,101	7.8
	一般書	3,447	3,646	3,497	9,597	4,491	5,285	4,333	1,475	103,495	
	計	5,679	5,457	5,104	14,161	6,787	6,509	6,868	11,126	161,596	
2月	児童書	1,748	1,410	1,357	3,668	1,698	955	2,113	7,049	45,513	6.3
	一般書	2,896	3,136	2,927	7,790	3,736	4,255	3,311	1,154	84,065	
	計	4,644	4,546	4,284	11,458	5,434	5,210	5,424	8,203	129,578	
3月	児童書	2,678	2,050	1,793	4,999	2,266	1,239	2,618	11,222	63,801	8.3
	一般書	3,651	3,978	3,849	9,673	4,647	5,550	4,195	1,667	109,124	
	計	6,329	6,028	5,642	14,672	6,913	6,789	6,813	12,889	172,925	
合計	児童書	31,545	24,955	20,880	60,214	26,903	16,075	34,938	124,074	768,816	100.0
	一般書	44,626	46,565	43,788	117,411	56,126	66,389	51,105	18,330	1,305,854	
	計	76,171	71,520	64,668	177,625	83,029	82,464	86,043	142,404	2,074,670	
館別比率 (%)		3.7	3.5	3.1	8.5	4.0	4.0	4.1	6.9	100.0	

10 統計表一覧

3 平成25年度月別利用者状況

月 館名 \	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
本 館	8,032	8,664	8,596	9,002	9,448	8,128	8,126	8,168
豊 四 季 台	3,837	4,080	4,112	4,193	4,335	4,014	4,178	3,965
田 中	1,688	1,770	1,812	2,035	2,097	1,806	1,882	1,820
南 部	2,214	2,425	2,490	2,554	2,743	2,330	2,441	2,217
西 原	2,245	2,315	2,354	2,394	2,519	2,231	2,288	2,294
永 楽 台	2,854	3,039	3,099	2,961	3,229	2,935	2,943	2,907
布 施	1,286	1,256	1,340	1,310	1,461	1,275	1,307	1,303
増 尾	2,819	2,896	2,993	3,002	3,309	2,749	2,912	2,846
光 ケ 丘	4,713	4,877	5,146	5,350	5,632	4,920	4,804	4,692
新 富	2,444	2,458	2,582	2,766	2,949	2,502	2,503	2,531
高 田	1,916	1,944	2,081	2,043	2,288	1,948	1,969	1,830
根 戸	1,883	2,019	2,078	2,012	2,124	1,965	2,048	1,968
新 田 原	1,678	1,744	1,870	1,717	1,969	1,667	1,667	1,605
松 葉	4,672	4,645	4,891	4,852	5,444	4,749	4,791	4,658
藤 心	2,240	2,344	2,354	2,367	2,499	2,218	2,310	2,227
沼 南	2,221	2,417	2,437	2,495	2,748	2,341	2,358	2,293
高 柳	1,890	2,043	2,120	2,285	2,500	2,108	2,100	1,991
こ ど も	2,035	1,951	2,279	2,600	2,902	2,154	2,144	2,043
合 計	50,667	52,887	54,634	55,938	60,196	52,040	52,771	51,358
月別比率(%)	8.2	9.7	8.8	9.1	9.7	8.4	8.5	8.2

4 平成25年度月別登録状況(個人)

月 館名 \	3月末累計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
本 館	23,871	314	287	259	370	396	260	265	220
豊 四 季 台	4,686	40	47	39	48	71	37	33	36
田 中	2,718	34	26	26	41	45	21	29	27
南 部	4,468	41	42	40	82	85	30	38	33
西 原	3,452	48	34	32	33	42	41	29	21
永 楽 台	4,028	34	54	41	44	55	25	32	24
布 施	1,993	26	9	15	17	26	13	12	12
増 尾	3,823	32	33	28	32	39	29	24	22
光 ケ 丘	6,728	66	70	75	90	110	59	36	39
新 富	3,871	39	31	30	64	59	24	24	28
高 田	3,084	39	22	26	40	46	24	16	27
根 戸	2,730	27	31	13	29	33	24	25	22
新 田 原	2,175	22	7	14	17	22	13	14	14
松 葉	7,312	69	38	68	98	111	51	47	57
藤 心	3,338	33	30	37	36	34	26	25	40
沼 南	4,244	32	29	40	44	50	27	38	35
高 柳	3,368	44	31	48	58	57	34	17	27
こ ど も	5,141	78	66	98	149	189	67	79	69
合 計	91,030	1,018	887	929	1,292	1,470	805	783	753

10 統計表一覧

月 館名 \	12月	1月	2月	3月	合 計	月平均	館別比率(%)
本 館	7,470	6,893	5,219	7,492	95,238	7,937	15.5
豊 四 季 台	3,501	3,635	3,022	3,886	46,758	3,916	7.6
田 中	1,624	1,686	1,315	1,833	21,368	1,846	3.5
南 部	2,034	2,215	1,689	2,356	27,708	2,470	4.5
西 原	2,037	2,086	1,667	2,204	26,634	2,331	4.3
永 楽 台	2,615	2,540	2,132	2,837	34,091	3,058	5.6
布 施	1,163	1,311	1,016	1,356	15,384	1,376	2.5
増 尾	2,534	2,739	2,336	2,812	33,947	2,999	5.5
光 ケ 丘	4,327	4,367	3,378	4,722	56,928	4,947	9.3
新 富	2,230	2,202	1,720	2,386	29,273	2,572	4.8
高 田	1,610	1,736	1,320	1,857	22,542	1,974	3.7
根 戸	1,697	1,769	1,433	1,929	22,925	1,845	3.7
新 田 原	1,552	1,495	1,294	1,662	19,920	1,785	3.3
松 葉	4,403	4,448	3,554	4,593	55,700	4,922	9.1
藤 心	2,209	2,160	1,700	2,251	26,879	2,317	4.4
沼 南	1,902	2,116	1,719	2,277	27,324	2,316	4.5
高 柳	1,776	1,975	1,531	1,913	24,232	2,148	4.0
こ ど も	1,765	1,992	1,471	2,285	25,621	2,235	4.2
合 計	46,449	47,365	37,516	50,651	612,472	53,546	100
月別比率(%)	7.5	7.6	6.1	8.2	100.0		

月 館名 \	12月	1月	2月	3月	合 計	累 計	除 籍	最終累計	館別比率 (%)	月平均
本 館	194	207	152	200	3,124	26,995	4,115	22,880	26.0	260
豊 四 季 台	27	29	25	32	464	5,150	578	4,572	5.2	39
田 中	17	19	9	37	331	3,049	364	2,685	3.0	28
南 部	30	32	27	42	522	4,990	675	4,315	4.9	44
西 原	17	26	20	32	375	3,827	516	3,311	3.8	31
永 楽 台	18	25	29	29	410	4,438	570	3,868	4.4	34
布 施	11	10	16	18	185	2,178	283	1,895	2.2	15
増 尾	18	29	21	34	341	4,164	507	3,657	4.2	28
光 ケ 丘	43	53	32	62	735	7,463	929	6,534	7.4	61
新 富	25	28	10	39	401	4,272	572	3,700	4.2	33
高 田	22	16	14	26	318	3,402	441	2,961	3.3	27
根 戸	12	18	8	19	261	2,991	409	2,582	2.9	22
新 田 原	9	18	9	17	176	2,351	287	2,064	2.3	15
松 葉	57	45	48	45	734	8,046	1,036	7,010	8.0	61
藤 心	16	27	23	11	338	3,676	474	3,202	3.6	28
沼 南	20	36	23	29	403	4,647	678	3,969	4.5	34
高 柳	18	39	20	27	420	3,788	451	3,337	3.8	35
こ ど も	65	76	53	77	1,066	6,207	634	5,573	6.3	89
合 計	619	733	539	776	10,604	101,634	13,519	88,115	100.0	884

11 本館・分館所蔵雑誌・新聞一覧（平成26年度）

1 雜誌

※誌名は、平成26年10月1日現在、継続して受入れを予定しているもの。

※誌名に『月刊』『週刊』が付く場合は誌名扱いとし、誌名の五十音順に配列。

※発行欄の★は、寄贈により受入れているもの。

※館名は、各館名の頭文字を記載。頭文字が同じ場合、新富＝新、新田原＝新田、高田＝高、高柳＝高柳

No.	誌名	所蔵館	発行
1	R M (アールエム) モデルズ	沼	月刊★
2	愛犬の友	根	隔月刊
3	AERA (エアラ)	本・増	週刊
4	AERA with Kids	松	季刊
5	AERA with Baby	永・こども	隔月刊
6	アサヒカメラ	増	月刊
7	アスキークラウド	永	月刊
8	明日の友	本	隔月刊
9	アニメージュ	沼	月刊
10	安心	高	月刊
11	家の光	松	月刊
12	いきいき	本・松・藤	月刊
13	開基未来	本	月刊
14	一枚の絵	沼	月刊
15	一個人	増・高柳	月刊
16	English Journal	本	月刊
17	VERY (ヴェリィ)	光・高	月刊
18	潮	本・布	月刊
19	美しいキモノ	田	季刊
20	英語教育	本	月刊
21	栄養と料理	本	月刊
22	エクステリア&ガーデン	布	季刊
23	S Fマガジン	本	月刊
24	ESTRELA (エストレーラ)	本	月刊★
25	ESSE (エッセ)	本・豊・永・新・松・高柳	月刊
26	エデュー	根	年10回
27	NHK 将棋講座	布	月刊
28	NHK 開基講座	南	月刊
29	NHK きょうの健康	本・豊・田・永・増・光・高・藤・沼	月刊
30	NHK きょうの料理	本・豊・田・南・西・永・布・増・光・新・根・新田・藤・沼	月刊
31	NHK きょうの料理ビギナーズ	高柳	月刊
32	NHK 趣味の園芸	本・田・南・西・永・増・新・根・松・藤・沼	月刊
33	NHK 趣味の園芸 やさいの時間	高柳	季刊
34	NHK すてきにハンドメイド	本・南・光・新・根・新田・藤・高柳	月刊
35	NHK ためしてガッテン	豊・藤	季刊
36	エネルギーレビュー	本	月刊★
37	M J 無線と実験	本	月刊
38	ELLE DECOR (エル・デコ)	本	隔月刊
39	園芸ガイド	光	年4回
40	演劇界	本	月刊
41	演劇ぶっく	本	隔月刊
42	OCEANS (オーシャンズ)	こ	月刊
43	オール読物	本・豊・新・高	月刊

No.	誌名	所蔵館	発行
44	おせい・はやい・ひくい・たかい	本	隔月刊
45	男の隠れ家	高	隔月刊
46	おとのな週末	永	月刊
47	おひさま	高・高柳	隔月刊
48	オレンジページ	本・南・藤	月2回
49	音楽の友	本	月刊
50	Car&Driver (カーアンドドライバー)	永	月刊
51	Casa BRUTUS (カーサブルータス)	こ	月刊
52	ガーデン&ガーデン	高	季刊
53	岳人	沼	月刊
54	學鑑	本	季刊★
55	かぞくのじかん	新田・こ	季刊
56	学校図書館	本	月刊
57	葛飾文藝	本	季刊★
58	家庭画報	松・沼	月刊
59	カメラ日和	新田	隔月刊
60	カメラマン	沼	月刊
61	かりん	本	月刊★
62	季刊 iichiko(いいちこ)	本	季刊★
63	季刊 環境研究	本	季刊★
64	企業診断	本	月刊
65	キネマ旬報	本	月2回
66	CAP A (キャバ)	高柳	月刊
67	行政&情報システム	本	隔月刊★
68	Ku:n el (クネル)	永・松	隔月刊
69	Goods Press (グッズプレス)	沼	月刊
70	暮らしの手帖	本・田・南・永・高・新田・藤	隔月刊
71	CLASSY (クラシィ)	本	月刊
72	CREA (クレア)	西	月刊
73	クロワッサン	本・田・永・根・藤・高柳	月2回
74	& Premium (アンド・プレミアム)	新田・沼	月刊
75	群像	本	月刊
76	経済セミナー	本	隔月刊
77	芸術新潮	本	月刊
78	GOETHE (ゴー・テ)	西	月刊
79	月刊 Will	豊	月刊
80	月刊 京都	本	月刊★
81	月刊 クーション	こ	月刊
82	月刊 自家用車	沼	月刊
83	月刊 社会教育	本	月刊
84	月刊 清流	本	月刊★
85	月刊 ナーシング	本	月刊
86	月刊 福祉	本	月刊
87	月刊 武道	本	月刊★
88	月刊 U P (エーピー)	本	月刊★
89	月刊 基ワールド	藤	月刊
90	月刊 バスケットボール	布	月刊
91	健康	南・西	月刊
92	健康 3 5 6	本	月刊★
93	現代詩手帖	本	月刊
94	鴻	本	月刊★
95	航空ファン	本	月刊
96	江南文学	本	季刊★

No.	誌名	所蔵館	発行
97	公営企業	本	月刊★
98	国立国会図書館月報	本	月刊★
99	コットンフレンド	永	季刊
100	こどもとしょかん	本	季刊
101	子どもと読書	本	隔月刊
102	子どもと昔話	本	季刊
103	子どもの本棚	本	月刊
104	コピライト	本	月刊
105	コミュニティ	本	季刊★
106	Como(ヨモ)	南・松・沼	月刊
107	ゴルフダイジェスト	沼	月刊
108	Science Window(サイエンスウインドウ)	本	季刊★
109	Saita(サイタ)	こ	月刊
110	THE(ザ)21	高	月刊
111	サンキュ!	田・南・こ	月刊
112	散歩の達人	増・新田	月刊
113	CD Journal(シーディージャーナル)	本	月刊
114	JR時刻表(※奇数月)	南・布・新	月刊
	JR時刻表(※偶数月)	豊・高柳	
115	JJ(ジェイジェイ)	田	月刊
116	JTB時刻表	本	月刊
	JTB時刻表(※奇数月)	西・永・高・新田・松	
	JTB時刻表(※偶数月)	田・光・根・藤	
117	市政	本	月刊★
118	自然と人間	本	月刊★
119	思想	本	月刊
120	City&Life(シティアンドライフ)	本	季刊★
121	児童心理	本	月刊
122	児童文芸	本	隔月刊
123	週刊 朝日	豊・永・光・新田・松	週刊
124	週刊 エコノミスト	本	週刊
125	週刊 金曜日	本	週刊
126	週刊 サッカーダイジェスト	こ	週刊
127	週刊 サンデー毎日	南	週刊
128	週刊 新刊全点案内	本	週刊
129	週刊 新潮	本・新	週刊
130	週刊 ダイヤモンド	本	週刊
131	週刊 東洋経済	本	週刊
132	週刊 文春	本・布・高・根・藤・沼	週刊
133	週刊 ベースボール	本	週刊
134	出版ニュース	本	月3回
135	ジュリスト	本	月刊
136	春秋	本	月刊★
137	将棋世界	本・高	月刊
138	商業界	本	月刊
139	小説現代	田・光	月刊
140	小説新潮	本・布	月刊
141	小説すばる	西	月刊
142	小説宝石	南	月刊
143	書斎の窓	本	月刊★
144	女性情報	本	月刊
145	giorni(ジョルニ)	新	季刊
146	信金中金月報	本	月刊★
147	新建築	本	月刊

No.	誌名	所蔵館	発行
148	新潮	本・沼	月刊
149	新潮 45	本	月刊
150	新幼稚と保育	本	隔月刊
151	数学セミナー	本	月刊
152	スクリーン	高柳	月刊
153	すてきな奥さん	豊・西・永・光・高	月刊
154	STORY(ストーリー)	豊・新	月刊
155	すばる	本	月刊
156	Sports Graphic Number	新田	隔週刊
157	住まいの設計	西・永・藤	隔月刊
158	スマッシュ	光	月刊
159	住む	豊	季刊
160	青春と読書	本	月刊★
161	正論	本	月刊
162	世界	本	月刊
163	世界の艦船	沼	月刊
164	self doctor(セルフドクター)	本	季刊★
165	川柳ぬかる道	本	月刊★
166	壮快	新	月刊★
167	創文	本	季刊★
168	総務省	本	月刊★
169	薔薇春秋	本	季刊★
170	大法輪	本	月刊
171	TIME(タイム)	本	週刊
172	DIME(ダイム)	布	月刊
173	ダイヤモンドZai(ザイ)	田・西・沼	月刊
174	太陽の舟	本	月刊★
175	ダ・ヴィンチ	布	月刊
176	旅と鉄道	南	隔月刊
177	旅の手帖	本・西・布・藤・沼	月刊
178	たまごクラブ	こ	月刊
179	タラの木	本	季刊★
180	短歌	本	月刊
181	ダンスファン	沼	月刊
182	ダンスマガジン	本	月刊
183	danchu(ダンチュウ)	こ	月刊
184	ちいさいおおきいよわいといよい	根・こ	隔月刊
185	ちいさいなかま	こ	月刊
186	地方自治	本	月刊
187	チャイルドヘルス	こ	月刊
188	中央公論	本	月刊
189	チルチンびと	沼	季刊
190	つり人	本	月刊
191	DISNEY FAN(ディズニーファン)	松・高柳	月刊
192	鉄道ジャーナル	南・西	月刊
193	鉄道ダイヤ情報	増	月刊
194	鉄道ファン	豊・新田・松・沼	月刊
195	天然生活	豊・光・新	月刊
196	天文ガイド	本	月刊
197	特選街	根	月刊
198	tocotoco(トコトコ)	こ	季刊
199	図書	本	月刊★
200	図書館雑誌	本	月刊★
201	ドスブイパワーレポート	根	月刊
202	Doman(ドマニ)	沼	月刊
203	NATIONAL GEOGRAPHIC日本版	本・布	月刊
204	ナチュリラ	松	季刊

No.	誌名	所蔵館	発行
205	二松俳句	本	季刊★
206	ニッキン・マネー	永	月刊
207	日経 WOMAN (ウーマン)	本・田	月刊
208	日経 エンタテイメント	新田	月刊
209	日経 おとなのOFF (オフ)	田・沼・こ	月刊
210	日経 会社情報	増	季刊
211	日経 コンピュータ	本	月2回
212	日経 サイエンス	本	月刊
213	日経 トップリーダー	本	月刊
214	日経 TRENDY (トレンディ)	本・田・新田・藤	月刊
215	日経 パソコン	本	月2回
216	日経 PC (t°-se) 21	光・新・松・高柳	月刊
217	日経 ビジネス	本	週刊
218	日経 ビジネスアソシエ	根	月刊
219	日経 ヘルス	増・布・根	月刊
220	日経 マネー	豊・布・光	月刊
221	日本カメラ	本	月刊
222	日本児童文学	本	隔月刊
223	NEWS WEEK 日本版	本	週刊
224	Newton (ニュートン)	本	月刊
225	ねこ	西	季刊
226	ねんきん生活	本	季刊
227	野田文学	本	季刊★
228	ノンノ	高	月刊
229	俳句	本	月刊
230	俳句界	本	月刊★
231	花時間	田	季刊
232	母の友	こ	月刊
233	バビルス	本	隔月刊
234	h a r u - m i (ハルミ)	南・高柳	季刊
235	判例時報	本	月3回
236	B E - P A L (ビーパル)	布	月刊
237	ピコロ	こ	月刊
238	美術手帖	本	月刊
239	B I S E S (ビズ)	新田	隔月刊
240	ピチレモン	南	月刊
241	ひよこクラブ	西・新・高・こ	月刊
242	ひらがなタイムズ	本	月刊
243	ファイナンス	本	月刊★
244	フィッシングカフェ	本・南・藤	季刊★
245	婦人画報	布・高柳	月刊
246	婦人公論	本・豊・田・光	月2回
247	婦人之友	本・田・西	月刊
248	プラス1 (ワ) リビング	高・増・高柳	季刊
249	フュア	沼	季刊
250	F L I X (フックス)	沼	隔月刊
251	BRUTUS (ブルータス)	永	月2回
252	ブレジデント	松	月2回
253	ブレジデント Family (ファミリー)	西・増・こ	月刊
254	P r e c i o u s (プレシャス)	西	月刊
255	ブレモ	こ	季刊
256	文学界	本	月刊
257	文芸	本	季刊

No.	誌名	所蔵館	発行
258	文藝春秋	本・豊・南・永・増・光・新・根・新田・松・沼・高柳	月刊
259	ベストフラワーアレンジメント	西	季刊
260	B a b y - m o (ベビモ)	本・豊・こ	月刊
261	p e n (ペン)	光	月2回
262	V O I C E (ボイス)	本	月刊
263	法学教室	本	月刊
264	法学セミナー	本	月刊
265	訪問看護と介護	本	月刊
266	星ナビ	本	月刊
267	ぼらん	本	季刊★
268	本	本	月刊★
269	本郷	本	隔月刊★
270	本の雑誌	本	月刊
271	M a r t (マート)	田・根・新田・高柳・こ	月刊
272	毎日フォーラム	本	月刊★
273	槇	本	季刊★
274	マックピープル	高	月刊
275	M a c F a n (マックファン)	本	月刊
276	MAMOR (マモル)	本	月刊★
277	みすず	本	月刊★
278	ミステリマガジン	本	月刊
279	ミセス	本・藤	月刊
280	ミセスのスタイルブック	新	季刊
281	未来	本	月刊★
282	みんなの図書館	本	月刊
283	M e n ' s E x (メンズイエックス)	本	月刊
284	MEN'S NON-NO (メンズノン)	藤	月刊
285	M O R E (モア)	新・高	月刊
286	モーター・マガジン	本	月刊
287	文字の大きな時刻表	沼	月刊
	文字の大きな時刻表(偶数月)	増	
288	モデルグラフィックス	沼	月刊
289	やさい畠	布	隔月刊
290	山と渓谷	本	月刊
291	ゆうゆう	増・新	月刊
292	ユリイカ	本	月刊
293	v o m v o m (ヨムヨム)	新田	季刊
294	ラジオ深夜便	豊	月刊
295	ラメール	本	隔月刊★
296	ランナーズ	沼	月刊
297	L E E (リー)	松・藤・高柳	月刊
298	リベラルタイム	本	月刊★
299	旅行読売	光	月刊
300	れいろう	本	月刊★
301	歴史街道	田・新田	月刊
302	歴史群像	南	隔月刊
303	歴史読本	本	月刊
304	レタスクラブ	新・こ	月2回
305	わかさ	新田	月刊
306	私のカントリー	西	季刊
307	私の時間	南	隔月刊
308	ワンダーフォーゲル	南	隔月刊

2 新聞

一般紙

紙名	所蔵館
朝日新聞	本・豊・南・光・根
産経新聞	本・田・根・増
東京新聞	本・新・高
日本経済新聞	本・松・光・沼
毎日新聞	本・田・高・新・松・新田・藤
読売新聞	本・西・布・永・増・沼・高柳

地方紙

紙名	所蔵館
柏市民新聞	全館（こどもを除く）
千葉日報	本・豊・南
東葛まいにち	本

スポーツ紙

紙名	所蔵館
スポーツニッポン	高・藤
日刊スポーツ	本・西・新田
スポーツ報知	布・永

専門紙

紙名	所蔵館
日刊工業新聞	本
日経産業新聞	本
日経流通新聞	本
週刊読書人	本

外国语紙

紙名	所蔵館
The Japan	本Times
The Japan	本News

その他

紙名	所蔵館
官報	本

※分館の購入新聞は、年度によって変更。

※分館は朝刊のみ購入。

※館名の略は、前項：1 雑誌 に準ずる。

3 縮刷版、マイクロフィルム等各種資料所蔵状況

資料名	所蔵
官報	昭和39年(欠あり)、昭和40年～昭和57年(マイクロフィルム) 昭和22年5月～(データベース) 3年間現物あり
千葉県報	2年保存
新聞縮刷版	朝日新聞 明治35年5月～ 欠号：昭和35年5月、37年2月・10月、40年3～6月、44年8月
	毎日新聞 昭和48年3月～ 欠号：昭和60年9月～12月
	読売新聞 昭和37年10・11月、昭和38年6月、昭和48年3月～
	日本経済新聞 昭和48年3月～
	千葉日報 昭和51年7月、昭和52年4月～平成16年3月 以降CD-ROMで所蔵
マイクロフィルム	朝日新聞(全国版) 昭和35年5月、37年2月、40年3～6月、44年8月
	毎日新聞(全国版) 昭和60年9月～12月
	朝日新聞(千葉版) 昭和28年～平成22年4月
	毎日新聞(千葉版) 昭和2年～平成23年4月
	読売新聞(千葉版) 昭和41年～平成22年12月
柏市民新聞	昭和31年～平成13年(マイクロフィルム) 昭和31年～63年(現物 閲覧不可) 平成14年・15年欠号 平成16年～(現物) 欠号(昭和63年4月～平成3年3月まで休刊)
電話帳	全国版(欠号あり) 最新版のみ
(柏市及び隣接市の住宅地図を所蔵)	柏市 1959(昭和34)年～(欠あり)
	松戸市 1980(昭和55)年～(欠あり)
	流山市 1973(昭和48)年～(欠あり)
	我孫子市 1973(昭和48)年～(欠あり)
	野田市 1981(昭和56)年～(欠あり)
	白井市 2004(平成16)年～
	鎌ヶ谷市 1985(昭和60)年、2004(平成16)年～
	印西市 2005(平成17)年～
	沼南町 1980(昭和55)年～2003(平成15)年(欠あり), 2007(平成19)年から、合併により柏市版に収録

4 永年保存雑誌所蔵状況

雑 誌 名	所 蔵
朝日ジャーナル	【合冊製本】 1959年3. 15(1巻1号通巻1号)～1992年5.29 (34巻22号通巻1750号) 欠号あり
医道の日本	【合冊製本】 1983年7月(通巻467号)～1998年8月(通巻650号)
学校図書館	【合冊製本】 1988年5月(通巻451号)～2006年12月(通巻674号) 欠号あり
	2007年1月(通巻675号)～継続
暮らしの手帖	【合冊製本】 ・一世紀 1949年1月(通巻2号)～～1969年4月(通巻100号) 欠号あり ・二世紀 1969年7月(通巻1号)～1986年2月(通巻100号) ・三世紀 1986年3・4月(通巻1号)～2002年11月(通巻100号) ・四世紀 2002年12月(通巻1号)～2005年1月(通巻13号) 2005年2月(通巻14号)～継続
群像	1961年6月(16巻6号)～継続 欠号あり
現代の図書館	【合冊製本】 1970年1月(8巻1号)～2004年12月(42巻4号)
	2005年3月(43巻1号)～継続
国文学 解釈と鑑賞	1979年7月(44巻8号通巻569号)～2011年10月(76巻10号通巻965号) 欠号あり
国立国会図書館月報	1979年1.20(通巻214号)～継続 欠号あり
子どもと読書	【合冊製本】 1988年5月(18巻5号通巻201号)～2005年(通巻354号)
	2006年1月(通巻355号)～継続
こどもとしょかん	2001年春(通巻89号)～
子どもの本棚	【合冊製本】 1983年7月(12巻7号通巻168号)～2006年12月(35巻12号通巻458号) 欠号あり
	2007年1月(36巻1号通巻459号)～継続
子どもと昔話	【合冊製本】 2000年4月(通巻3号)～2003年(通巻17号) 欠号あり
	2006年1月～継続
子どもの館	1974年4月(2巻4号通巻11号)～1983年3月(11巻3号通巻118号)

雑誌名	所蔵
月刊社会教育	【合冊製本】 1974年4月(18巻4号通巻197号)～2006年12月(通巻614号) 欠号あり 2007年1月(通巻615号)～継続
ジュリスト	【合冊製本】 1953年6.1(通巻35号)～1966年12月15日(通巻360号) 欠号あり 1967年1月(通巻361号)～継続
図書館雑誌	復刻版 1907年10.17(通巻1号)～1944年8.15(通巻294号) 【合冊製本】 1965年1月(59巻1号通巻59号)～2006年12月(100巻12号通巻997号) 2007年1月(101巻1号通巻998号)～継続
「あうる」(旧誌名:図書館の学校)	【合冊製本】 2000年1月(通巻1号)～2004年12月(通巻60号) 2005年1月(通巻61号)～2011年2月(通巻99号)
日本児童文学	1971年8(17巻8号通巻178号)～ 欠号あり
判例時報	1977年7.21(通巻852号)～ 欠号あり
法学教室	1980年10(通巻1号)～ 欠号あり
みんなの図書館	【合冊製本】 1978年12月(通巻17号)～2004年12月(通巻332号) 欠号あり 2005年1月(通巻333号)～継続
歴史読本	1973年4月(18巻4号)～継続 欠号あり

12 法規関係

1 図書館法

昭和 25 年 4 月 30 日

法律 第 118 号

最終改正 平成 23 年 12 月 14 日

法律 第 122 号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行なった学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を推奨すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を終了したもの
- 三 次に掲げる職にあった期間が通算して3年以上になる者で次条の規定による司書の講習を終了したもの
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

- 2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

- 3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

- 4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

（設 置）

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除（昭60法90）

（職 員）

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。
3 削除（平11法134）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省で定める基準を参照するものとする。

（入館料等）

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条 削除（平20）

第19条 削除（平11法134）

（図書館の補助）

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条 削除（平11法134）

第22条 削除（昭34法158）

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の1に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除（昭42法120）

（都道府県の教育委員会との関係）

第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関する、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

（入館料等）

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

（図書館同種施設）

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 抄

附則（平成23年12月14日法律第122号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第6条、第8条、第9条及び第13条の規定 公布の日

2 図書館法施行規則

昭和 25 年 9 月 6 日

文部省令 第 27 号

最終改正：平成 23 年 12 月 1 日

文部科学省令 第 43 号

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 6 条第 2 項、第 19 条及び附則第 10 項の規定に基き、図書館法施行規則を次のように定める。

第 1 章 図書館に関する科目（第 1 条）

第 2 章 司書及び司書補の講習（第 2 条—第 11 条）

第 3 章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準（第 12 条）

第 4 章 準ずる学校（第 13 条・第 14 条）

附則

第 1 章 図書館に関する科目

第 1 条 図書館法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項第 1 号 に規定する図書館に関する科目は、次の表に掲げるものとし、司書となる資格を得ようとする者は、甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち 2 以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	単位数	群	科目	単位数
甲群	生涯学習概論	2	乙群	図書館組織特論	1
〃	図書館概論	2	〃	図書館サービス特論	1
〃	図書館制度・経営論	2	〃	図書館情報資源特論	1
〃	図書館情報技術論	2	〃	図書・図書館史	1
〃	図書館サービス概論	2	〃	図書館施設論	1
〃	情報サービス論	2	〃	図書館総合演習	1
〃	児童サービス論	2	〃	図書館実習	1
〃	情報サービス演習	2			
〃	図書館情報資源概論	2			
〃	情報資源組織論	2			
〃	情報資源組織演習	2			

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

第 2 章 司書及び司書補の講習

(趣旨)

第 2 条 法第 6 条 に規定する司書及び司書補の講習については、この章の定めるところによる。

（司書の講習の受講資格者）

第 3 条 司書の講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1 大学に 2 年以上在学して、62 単位以上を修得した者又は高等専門学校若しくは法附則第 10 項の規

定により大学に含まれる学校を卒業した者

- 2 法第5条第1項第3号 イからハまでに掲げる職にあつた期間が通算して2年以上になる者
- 3 法附則第8項の規定に該当する者
- 4 その他文部科学大臣が前三号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
(司書補の講習の受講資格者)

第4条 司書補の講習を受けることができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者（法附則第十項の規定により大学に入学することのできる者に含まれる者を含む。）とする。

(司書の講習の科目的単位)

第5条 司書の講習において司書となる資格を得ようとする者は、次の表の甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち2以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科 目	単位数	群	科 目	単位数
甲群	生涯学習論	2	乙群	図書館基礎特論	1
〃	図書館概論	2	〃	図書館サービス特論	1
〃	図書館制度・経営論	2	〃	図書館情報資源特論	1
〃	図書館情報技術論	2	〃	図書・図書館史	1
〃	図書館サービス概論	2	〃	図書館施設論	1
〃	情報サービス論	2	〃	図書館総合演習	1
〃	児童サービス論	2	〃	図書館実習	1
〃	情報サービス演習	2			
〃	図書館情報資源論	2			
〃	情報資源組織論	2			
〃	情報資源組織演習	2			

2 司書の講習を受ける者がすでに大学（法附則第10項の規定により大学に含まれる学校を含む。）において修得した科目の単位であって、前項の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもつて前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

3 司書の講習を受ける者がすでに文部科学大臣が別に定める学修で第1項に規定する科目の履修に相当するものを修了していると文部科学大臣が認めた場合には、当該学修をもつてこれに相当する科目の単位を修得したものとみなす。

(司書の講習の科目的単位)

第6条 司書補の講習において司書補となる資格を得ようとする者は、次の表に掲げるすべての科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

科目	単位数	科目	単位数
生涯学習概論	1	図書館の資料	2
図書館の基礎	2	資料の整理	2
図書館サービスの基礎	2	資料の整理演習	1
レファレンスサービス	1	児童サービスの基礎	1
レファレンス資料の解題	1	図書館特講	1
情報検索サービス	1		

- 2 司書補の講習を受ける者がすでに大学（法附則第10項の規定により大学に含まれる学校を含む。）において修得した科目の単位であって、前項の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもって前項の規定により修得した科目の単位とみなす。
- 3 司書補の講習を受ける者がすでに文部科学大臣が別に定める学修で第一項に規定する科目の履修に相当するものを修了していると文部科学大臣が認めた場合には、当該学修をもつてこれに相当する科目の単位を修得したものとみなす。

(単位の計算方法)

第7条 講習における単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項各号及び大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第5条第1項第3号に定める基準によるものとする。

(単位修得の認定)

第8条 単位修得の認定は、講習を行う大学が、試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

(終了証書の授与)

第9条 講習を行う大学の長は、第5条又は第6条の規定により、司書の講習又は司書補の講習について、所定の単位を修得した者に対して、それぞれの修了証書を与えるものとする。

- 2 講習を行う大学の長は、前項の規定により修了証書を与えたときは、修了者の氏名等を文部科学大臣に報告しなければならない。

(講習の委託)

第10条 法第5条第1項第1号の規定により文部科学大臣が大学に講習を痛くする場合には、その職員組織、施設及び整備の状況等を勘案し、講習を委託するのに適当と認められるものについては、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して行うものとする。

(実施細目)

第11条 受講者の人数、選定方法、講習を行う大学、講習の機関その他講習実施の細目について法は、毎年官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によって公示するものとする。

第3章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育法及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

第4章 準ずる学校

(大学に準ずる学校)

第13条 法附則第10項の規定による大学に準ずる学校は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 大正7年旧文部省令第3号第2条第2号により指定した学校
- 2 その他文部科学大臣が大学と同等以上と認めた学校
(高等学校に準ずる学校)

第14条 法附則第10項の規定による中等学校、高等学校尋常課又は青年学校本科に準ずる学校は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 旧専門学校入学者検定規定（大正12年文部省令第22号）第11条の規定により指定した学校
- 2 大正7年旧文部省令第3号第1条第5号により指定した学校
- 3 その他文部科学大臣が高等学校と同等以上と認めた学校

附則（平成23年12月1日文部科学省令第43号）

この省令は、平成24年4月1日から施行する。

3 子どもの読書活動の推進に関する法律

公布 平成 13 年 12 月 12 日

法律第 154 号

施行 平成 13 年 12 月 12 日

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

4 文字・活字文化振興法

平成 17 年 7 月 29 日

法律 第 91 号

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。
(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての关心と理解を深めるようするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。
(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

5 図書館の自由に関する宣言

日本図書館協会

1954 採択

1979 改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

第2 図書館は資料提供の自由を有する

第3 図書館は利用者の秘密を守る

第4 図書館はすべての検閲に反対する

第5 図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る

(1979.5.30 総会決議)

6 図書館員の倫理綱領

日本図書館協会
1980.6.4 総会決議

この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である。

(図書館員の基本的態度)

第1 図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行する

(利用者に対する責任)

第2 図書館員は利用者を差別しない

第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない

(資料に関する責任)

第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる

第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる

(研修につとめる責任)

第6 図書館員は個人的、集団的に、不断の研修につとめる

(組織体の一員として)

第7 図書館員は、自館の運営方針や奉仕計画の策定に積極的に参画する

第8 図書館員は、相互の協力を密にして、集団としての専門的能力の向上につとめる

第9 図書館員は、図書館奉仕のため適正な労働条件の確保につとめる

(図書館間の協力)

第10 図書館員は図書館間の理解と協力につとめる

(文化の創造への寄与)

第11 図書館員は住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる

第12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる

日本図書館協会は、わが国の図書館の現状にかんがみこの倫理綱領を作成し、提唱する。本協会はこの綱領の維持発展につとめると共に、この綱領と相いれない事態に対しては、その改善に向って不斷に努力する。

7 柏市立図書館条例

昭和 29 年 9 月 16 日
条 例 第 12 号

(設置)

第1条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条の規定により、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
柏 市 立 図 書 館	柏市柏五丁目 8 番 12 号

2 図書館に次の分館を置く。

名 称	位 置
柏市立図書館 豊四季台分館	柏市豊四季台一丁目 1 番 111 号
柏市立図書館 田中分館	柏市大室 249 番地の 1
柏市立図書館 西原分館	柏市西原三丁目 2 番 48 号
柏市立図書館 南部分館	柏市新逆井二丁目 5 番 13 号
柏市立図書館 布施分館	柏市布施 1196 番地の 5
柏市立図書館 永楽台分館	柏市永楽台二丁目 11 番 25 号
柏市立図書館 増尾分館	柏市増尾三丁目 1 番 1 号
柏市立図書館 光ヶ丘分館	柏市光ヶ丘団地 200 番 5 号
柏市立図書館 新富分館	柏市豊四季 945 番地の 1
柏市立図書館 高田分館	柏市高田 693 番地の 2
柏市立図書館 根戸分館	柏市根戸 467 番地
柏市立図書館 新田原分館	柏市東柏二丁目 2 番 15 号
柏市立図書館 松葉分館	柏市松葉町四丁目 11 番地
柏市立図書館 藤心分館	柏市藤心四丁目 1 番 11 号
柏市立図書館 沼南分館	柏市大島田 440 番地 1
柏市立図書館 高柳分館	柏市高柳 1 652 番地 10
柏市立図書館 こども図書館	柏市大島田 48 番地 1

(職員)

第3条 図書館に館長、司書、司書補、その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第4条 図書館法第14条第1項の規定により、図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は15人以内とし、協議会の委員の任命の基準は次に掲げる者の中から任命することとする。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(5) その他教育委員会が必要と認める者

3 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(施行期日)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に図書館協議会の委員に任命されている者は、改正後の第4条第2項の基準により図書館協議会の委員に任命された者とみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。

8 柏市立図書館条例施行規則

昭和 57 年 11 月 20 日
(教) 規則第 14 号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市立図書館条例（昭和 29 年柏市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 柏市立図書館（以下「図書館」という。）は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 3 条に規定する業務を行う。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

区分	開館時間
図書館	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、水曜日、木曜日又は金曜日であつて国民の祝日に關する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たらない日は、午前 9 時 30 分から午後 7 時まで
図書館分館（沼南分館、高柳分館及びこども図書館を除く。）	午前 10 時から午後 5 時まで
図書館分館（沼南分館、高柳分館及びこども図書館に限る。）	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
図書館及び図書館分館（豊四季台分館、沼南分館及びこども図書館に限る。）	月曜日（月曜日が休日に當たるときは除く。） 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで 特別整理期間（年間 14 日以内で教育委員会が別に定める日をいう。以下同じ。）
図書館分館（豊四季台分館、沼南分館及びこども図書館を除く。）	月曜日（月曜日が休日に當たるときは、第 1 月曜日及び第 3 月曜日に限る。） 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで 特別整理期間

(図書館資料の紛失等の届出及び賠償)

第5条 図書館を利用する者（以下「利用者」という。）は、図書及び視聴覚資料（以下図書館資料といふ。）を紛失し、汚損し、又は破損したときは、図書館資料紛失等届を館長に提出するとともに、当該紛失し、汚損し、又は破損した図書館資料と同種の物（同種のものによることのできない場合にあっては、当該図書館資料に相当する物又は相当の代価）により賠償しなければならない。

(館内利用)

第6条 利用者は、係員の指示に従うとともに、所定の場所において利用しなければならない。

(個人貸出し)

第7条 図書館資料の個人貸出し（第11条に規定する団体貸出し以外のものをいう。）を受けようとする者は、教育委員会に利用者登録申込書を提出するとともに、本人であることを証明する書類を提示し、利用カードの交付を受けなければならない。

2 利用カードは、市内に居住し、通勤し、又は通学している者に対して交付する。ただし、教育委員が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用カードの失効等)

第8条 利用カードは、交付の日以降利用しない日が引き続き3年に達したときは、その日限り失効するものとする。

2 利用カードの交付を受けた者は、利用者登録申込書の記載事項に変更があったとき又は利用カードを紛失し、若しくは破損したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 利用カードの交付を受けた者は、利用カードを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(貸出冊数及び期間)

第9条 図書、図書の貸出しあは1人につき10冊以内とし、視聴覚資料の貸出しあは1人につき2点以内とする。

2 図書館資料の貸出期間は、2週間とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、図書館資料の貸出しあを受けた者から当該図書館資料の貸出期間の末日までに貸出期間の延長の申出があつた場合で、当該図書館資料について他に貸出しあを希望している者がいなきときは、当該申出のあつた日から2週間を限度として貸出期間を延長することができる。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

4 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、第2項に規定する貸出期間（前項の規定による貸出期間の延長をした場合は、当該延長後の貸出期間）の末日後相当の期間を経過しても図書館資料を返却しない者に対しては、当該図書館資料を返却するまでは、新たな図書館貸出しあ及び貸出期間の延長を行わないことができる。

(貸出しあの制限)

第10条 教育委員会は、館外への貸出しあを行わない図書館資料を指定することができる。

2 前項に規定する図書館資料の貸出しあを希望する者は、教育委員会に特別貸出申込書を提出し、承諾を受けなければならない。

(団体貸出し)

第11条 教育委員会は、市内の官公署、学校、社会教育関係団体その他の団体に対する貸出しあ（以下

- 「団体貸出し」という。) をすることができる。
- 2 団体貸出しを利用しようとする者は、教育委員会に団体貸出利用申込書を提出し、承諾を受けなければならない。
 - 3 団体貸出しの貸出冊数は1団体につき200冊以内とし、その貸出期間は1か月とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。
- (宅配等による貸出し)

第12条 教育委員会は、身体障害、ねたきりの状態その他の理由で来館できない者に対し、図書館資料を宅配又は郵送により貸し出すことができる。

(寄贈の手続等)

第13条 図書館は、図書館資料の寄贈を受け、一般の利用に供することができる。

- 2 図書館資料を寄贈しようとする者は、教育委員会に寄贈申込書を提出し、承諾を得なければならない。

(図書館協議会)

第14条 条例第4条に規定する図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第15条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- (庶務)

第16条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 抄

附 則(平成26年教育委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

9 柏市立図書館資料複製物提供要領

制定 平成 24 年 6 月 1 日

1 趣旨

この要領は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 31 条第 1 号の規定により市立図書館が行う図書館資料の複製物（以下「複製物」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

2 複製

この要領において複製できるものは、次に掲げるものとする。

- (1)著作権法第 31 条第 1 項に規定する図書館資料
- (2)著作権法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 に規定するデータベース
- (3)「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」（以下「ガイドラン」という。）で位置づけたもの。
- (4)国立国会図書館及びガイドラインに準拠しない図書館等の複製については、該当館の規定による。

3 複製作業

複製にあたっては、著作権法第 31 条に基づき、職員が作業または監督にあたる。

4 申込書の提出

複製物の提供を受けようとする者は、申込書を教育委員会に提出するものとする。

5 実費徴収

複製物の提供に当たっては、1 枚（A3 判、B4 判、A4 判及び B5 判）につき白黒 10 円、カラー 40 円の実費を徴収する。

6 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

10 柏市身体障害者等資料貸出要領

制定 平成 26 年 11 月 1 日

施行 平成 26 年 11 月 1 日

1 趣旨

この要領は、柏市立図書館条例施行規則（昭和 57 年柏市教育委員会規則第 14 号）第 12 条の規定により、身体障害、ねたきりの状態その他の理由で来館できない者に対する図書及び視聴覚資料（以下「図書館資料」という。）の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

図書館資料の貸出しを受けることができる者は、本市に居住している者で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 重度身体障害者（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に基づく郵便の在宅投票が認められる程度の障害を有する者）
- (2) ねたきりの状態が続いている者、介添えがなければ日常生活に著しく困難を来たす者
- (3) 教育委員会が特に必要と認める者

3 利用者の登録

図書館資料の貸出しを受けようとする者は、図書館に次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 電話番号
- (5) その他必要な事項

4 利用の申込

前条の規定による登録を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、電話、ファクシミリ又は、郵便により申し込まなければならない。

5 経費の負担

図書館資料の貸出し及び返却に要する経費は柏市立図書館において負担する。

6 貸出冊数及び期間

図書館資料の貸出しあは、1 人につき図書は 10 冊以内、視聴覚資料ごとにそれぞれ 3 点以内とし、貸出期間は 1 か月以内とする。

7 補足

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

1 1 図書館資料選定会議設置要領

制定 平成 20 年 9 月 10 日

1 目的

この要領は、柏市立図書館における図書館資料の選定業務の円滑化を図るため、図書館資料選定会議（以下「選定会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 選定会議

- (1) 選定会議は、図書館サービス担当リーダーを長とし、一般図書、児童図書の各担当で図書館長が指名した職員により開催する。
- (2) 選定会議の開催日を一般図書担当は毎週水曜日、児童図書担当は毎月第 2・4 木曜日とする。

3 選定資料

選定会議で行う図書館資料の内容は、次のとおりとする。

(1) 一般図書担当

- ・一般図書全般
- ・障がい者用資料
- ・参考図書
- ・郷土・行政資料
- ・逐次刊行物（新聞及び雑誌）
- ・視聴覚資料

(2) 児童図書担当

- ・児童図書全般
- ・参考図書
- ・郷土・行政資料
- ・逐次刊行物（雑誌）
- ・視聴覚資料

4 選定方針

図書館資料の選定方針は、別に定める「柏市立図書館資料収集方針」に基づき行うものとする。

5 資料の購入

図書館資料の購入は、選定会議で選定し、館長がこれを決定する。

6 梯則

この要領に定めるもののほか、選定会議の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 9 月 10 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

1.2 柏市立図書館寄贈資料に関する取扱い基準

制定 平成26年 7月 1日
施行 平成26年 7月 1日

1 趣旨

この基準は、柏市立図書館に寄贈申出があった資料の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い方針

取扱いに際しては、次に規定する項目に基づき行うものとする。

- (1) 受領の際には、柏市立図書館資料収集方針（以下「収集方針」という。）に準拠したもののみを受領する。
- (2) 受領の際には、受領後の処理判断を館長に一任することを寄贈申出者が了承したうえで受領する。

3 受領することができる資料

- (1) 「収集方針」に準拠し、原則として出版後、5年以内のものを受領する。
- (2) 郷土に関する図書・古文書・パンフレット類・雑誌等は、出版年に関わらず受領することを原則とする。
- (3) その他、館長が必要と認める資料

4 受領しない資料

- 「収集方針」に準拠するものであっても、次の資料は受領しない。
- (1) 政治・宗教の布教及び特定の企業の営業等を目的とした内容の資料
 - (2) 既に蔵書として登録してあるものと同一資料で、複本として受領する必要性を持たない資料
 - (3) 新聞・雑誌・パンフレット等で資料的価値を持たない資料
 - (4) 汚損、毀損又は書き込みのある資料
 - (5) 時間の経過により内容が古くなり、資料的価値の無くなった資料
 - (6) 視聴覚資料及び視聴覚資料が附属資料として附いている資料。

ただし、地域資料として収集・保存する価値のあるもの及び官公庁が刊行する公共的価値のあるものは除く。

- (7) その他、館長が必要と認めない資料

5 受領の条件

次に掲げる項目を条件として受領する。

- (1) 2 (2) の条件が了承できない場合には、受領しないで返却する。
- (2) 図書館に予告なく郵送等により寄贈された場合には、寄贈の意思が確認できる書類等があるか、または取扱いの条件がないか確認し受領する。
- (3) 寄贈資料の取扱い上の条件（蔵書としない場合は寄贈しない等）がある場合には、受領しないで返却する。

6 受領の手続き

「図書館資料等寄贈申込書」に記入のうえ資料とともに提出されたものを受領する。ただし、大量に資料がある場合には、事前にリストの提出を求めることができる。

7 受領後の取扱い

- (1) 受領した寄贈資料は、「収集方針」「柏市立図書館資料除籍基準」に照らし合わせ、選定会議で蔵書とするものを選択し、館長の決裁により決定する。
- (2) 蔵書とする資料について、必要のあるものは寄贈礼状を送付する。
- (3) 蔵書とする資料は、資料コード、分類ラベル等を貼付し、寄贈受入登録をする。
- (4) 蔵書としない資料は、リサイクル資料または廃棄処分とする。
- (5) 「図書館資料等寄贈申込書」及び寄贈資料の添付文書は別に5ヶ年保存する。

附 則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

1 3 柏市立図書館貸出停止基準

制定 平成26年10月1日
施行 平成26年10月1日

1 趣旨

この基準は、柏市立図書館条例施行規則（昭和57年柏市教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第9条第4項に規定する図書館資料の貸出停止について、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出停止の対象者

柏市教育委員会（以下教育委員会という）は、柏市立図書館（以下「図書館」という。）利用者のうち、図書館資料を貸出期間の末日から4週間経過しても返却しない利用者に対し、貸出しを停止することができる。

3 貸出停止の例外

教育委員会が、貸出停止の対象外とすることに相当の理由があると認めた場合は、貸出しの停止を行なわないものとする。

4 貸出停止の解除

次の各号のいずれかに該当したときは、教育委員会は貸出停止を解除するものとする。

- (1) 貸出停止を受けることになった資料を賠償したとき。
- (2) その他、教育委員会が貸出停止を解除することを適当と認めたとき。

5 督促

教育委員会は貸出期間を過ぎても返却しない利用者及び図書館資料を亡失又は毀損し、賠償する旨の届出をしたにもかかわらず、賠償をしない利用者に対し、資料の返却及び賠償を求めるために督促を行なう。

6 補則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この基準は、平成26年10月1日から施行する。

1.4 柏市立図書館利用者用インターネットパソコン利用規約

制定 平成20年10月1日

1 趣旨

この規約は、柏市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者用に設置するインターネットコン（以下「パソコン」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

2 目的

端末は、出版・流通情報及びインターネット上にある各種データベースのうち調査研究に資する情報にアクセスできる環境を利用者に提供することにより、学習支援をすることを目的とする。

3 利用の範囲

利用の範囲は次のとおりとする。

- (1) 柏市ホームページの閲覧（柏市が開設する全てのサイトを含む。）
- (2) 図書館の蔵書検索
- (3) 図書館が選定した情報サイトの閲覧
- (4) その他調査研究のために必要なホームページの閲覧
- (5) 郷土資料として所蔵されている視聴覚資料の視聴

4 利用者

利用者は、図書館の利用カードの交付を受けた小学生以上の者とする。

5 利用時間

パソコンの利用時間は、図書館の開館時間内において利用者一人につき1回当たり30分とする。ただし次の利用者が待機していない場合は、利用時間を30分を限度として延長することができる。

6 利用手続

パソコンを利用しようとする者は、利用しようとする日に、受付カウンターに利用カードを提示して申し出なければならない。

7 職員の補助

図書館の職員は、必要に応じて、パソコンの利用者に対し、操作方法の説明その他必要な補助をするものとする。ただし、当該利用者の依頼を受け、情報を検索することはしない。

8 利用料

パソコンの利用に係る費用は、無料とする。

9 利用制限

利用者は、パソコンの利用に際して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) E-MAILの送受信、掲示板等への書き込み、ショッピング、ゲームなど、閲覧以外の行為
- (2) 画面のプリントアウト
- (3) 3項の(5)に挙げたものを除く映像資料、録音資料の視聴
- (4) 画像やソフトウェア等のダウンロード
- (5) 外部記憶メディアの接続
- (6) カメラによる画面の複写
- (7) 有料サイトや公序良俗に反すると判断されるホームページへの接続

(8) 図書館のパソコンへのデータ保存、設定の変更等ハードディスクへの書き込み行為

10 利用者の責任

利用者が不正な操作等により、機器やデータ等に損害を与えた場合には、利用者はその責任を負うものとする。

11 利用の中止

図書館長は、利用者がこの規約の違反した場合には、利用を中止させることができる。

12 その他

この規約に定めるもののほか、パソコンの利用について必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

1.5 柏市立図書館資料収集方針

1 資料収集方針の設定にあたって

(1) 図書館とは何か

蔵書構成を考えるにあたり、「図書館とは何か」という事柄を図書館職員が常に意識し、市民の前に明らかにしていくことが必要である。今までに以下のような位置付けがなされていることを確認したい。

① 「社会教育法」

9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

② 「図書館法」

2条 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、(以下省略)

③ 「新しい時代に向けての公共図書館の在り方について」(中間報告)

ア 図書館は、市民生活のあらゆる面に関わる資料を収集し、生涯学習を支援する上できわめて大きな責務を負っている。生涯学習のための機関としての色彩をいっそう強く打ち出すべきである。

イ 一般書、専門書、地域資料、視聴覚資料など多種多様な資料の充実をめざす。図書館は地域社会の情報拠点・学習拠点である。

ウ 多様な学習機会を提供することが必要である。読書普及とりわけ児童に対するサービスは重要である。学校との連携により充実した学習機会の提供が望まれている。

(2) 日本の図書館の軌跡

蔵書構成を考える上で、今まで日本の公共図書館が辿ってきた流れを確認することも重要である。

① 発展期

戦後日本の図書館活動は、新憲法に端を発し、昭和24年の社会教育法の施行、昭和25年の図書館法の施行に始まるが、それからしばらくは、図書館の存在は広く市民生活に取り入れられることがなく、一部研究者の利用や学生の勉強部屋代わりに利用されるに留まっていた。

昭和40年代に入り、東京都日野市が、「買い物カゴを下げて図書館へ」「ポストの数ほど図書館を」「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」というスローガンを掲げてまず移動図書館からサービスを始め、ほとんど全ての図書を開架し、自習席を一掃して、現在は当たり前となっている「貸し出し中心」の図書館活動を開始した。この動きは高度経済成長とあいまって全国へと広まっている。

図書館は市民のためのものであり、市民の求める資料を提供していくといったそれまでの「図書館は市民を教育するための施設である。」という考え方から、「市民の要求が蔵書をつくる」という考え方へ大転換が図られ、市民の支持を勝ち取っていった。

日野市のこの活動がなければ、今日の日本の図書館界は存在しえなかっただと思われるほど全国に大きな影響を与え、中小公共図書館の発展こそ図書館活動の基盤となるとした『中小都市における公共図書館の運営』(※注1)とその理念を具体化した当時の日野市立図書館長前川恒夫氏らの『市民の図書館』(※注2)は、図書館員のバイブルとされてきた。

この流れは柏市にも波及し、昭和46年に日野市を手本に移動図書館をスタートさせている。

② 転換期

産業の空洞化、景気の低迷、リストラ、失業率の増加・・・バブル崩壊後続いている不況の中で、図書館界も資料費削減、民間委託など厳しい状況にさらされる一方、図書館によるベストセラーの大規模購入が出版不況の原因の一つではないかと問題視された。また、電子図書館の登場や、ビジネス支援を標榜する図書館が注目されるなど、社会の中での図書館に対する役割・評価が高まるにつれて、図書館界の大きな変化の兆しが現れている。

日野市から始まった貸し出しを中心とした図書館運営を基盤に、平成18年3月に『これからの図書館像』(※注3)で提言されたように地域情報やビジネス情報の拠点としての図書館等、新しい図書館の在り方が模索されている。

※注1 『中小都市における公共図書館の運営』(通称「中小レポート」)

日本図書館協会 1963年

※注2 『市民の図書館』

日本図書館協会 1970年

※注3 『これからの図書館像』

文部科学省 2006年

(3) 柏市立図書館の蔵書構成を考える

① 基本的考え方

図書館の蔵書構成は館種によって異なり、どのような資料を収集するかは、その館の目的、性格等によって収書方針が決まり、収集計画が立てられ、それに基づいて収書が行われる。

公共図書館においては、基本図書(一般成人向け図書・児童書)、参考図書及び地域住民の要求度に応じて実用書・専門書等を網羅的に収集すべきであり、地域の行政資料・郷土資料も収集する必要がある。また、蔵書構成を考える場合、資料の種類(図書とその他の資料の比率)、一般向け図書と専門書のバランス、その図書館で重点収集したい資料などを考えなければならない。

以上のような原則を踏まえ、長期的展望に立った図書館計画のもとに、現実的には経済状況・収容スペースを考慮して収集方針及び年次的な収集計画が決定される。その決定に際しては、県立図書館や県内のほかの図書館との相互利用・分担収集も考慮されなければならない。

② 求められる資料と必要な資料

図書館の蔵書は、基本的には市民の求めに応じて収集すべきものである。過去の良書厳選主義が、市民を図書館から遠ざけていたという反省のもとに、図書館は誰のものかを常に意識し、市民の要求を基本に蔵書が構築されるべきであるという考え方、「(2) 日本の図書館の軌跡」で触れたように日野市の図書館活動から始まった現在の図書館活動の出発点である。

それを前提としながら、要求の多い図書だけでなく、公共図書館として当然所蔵すべき基本図書や、地域資料、重点資料をどう収集していくのか、収集方針を市民の前に提示し、明らかにすることで理解を得ていく必要がある。

③ 柏市立図書館の蔵書構成

柏市立図書館の特色は、本館と17分館の多くのサービス拠点を持ち、さらにそれぞれが相互貸借することで、市内のどこに住んでいても柏市立図書館全体の蔵書が利用でき、多くの貸し出しを行っていることである。

しかし、個々の分館の蔵書は3万8千冊程度で、面積は平均170m²と市民生活の情報源を標榜す

るには規模が小さく、貸し出し中心のサービスにならざるを得ない。この規模の分館で特色を出そうとすると偏りが生じ、かえって利用しにくいものとなる。各館による資料の重複を抑え、同一主題の資料を収集する際は、各館で異なったタイトルの資料を購入することにより、本館と17分館からなる柏市立図書館の蔵書をより効果的に利用することができる。

このような特色を踏まえ、柏市立図書館の収集方針として次のような方向性を市民に対して明らかにしていきたい。

- ア 市民が学習する上で必要となる各ジャンルの基本的及び最新の資料を収集する。
- イ 市民の自己実現、多様な趣味に資する資料、時事問題など市民が現在知りたい事柄に関する資料を収集する。
- ウ 各近隣センターを中心に活動している学習グループや趣味のサークルを支援する資料を収集する。
- エ ボランティア活動やNPO活動、子ども会、福祉団体、まちづくりに関わるさまざまな団体を支援するための資料を収集する。
- オ 國際化に対応した外国語の資料及び、国際交流室と連携し、柏市に関する外国語の資料を収集する。
- カ 高齢者やその他図書館の利用に障害のある市民に配慮した資料を収集する。
- キ 地域の学校との連携により、総合学習等、学校図書支援に対応した資料を収集する。
- ク 行政等の課題解決支援に配慮した資料を収集する。

2 具体的な資料収集にあたっての留意点

(1) 資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」「図書館員の倫理綱領」の精神を遵守する。

- ① 市民からのリクエストについては、以下の③に述べる形態上の問題に該当しない限り、購入・相互貸借などの手段により可能な限り提供する。
- ② リクエストの多い資料の複本購入に関しては、現時点では上限を柏市内全館合計で20冊とする。
- ③ 以下の形態の資料は図書館資料として収集しない。

- ア 切抜き・組み立てを目的に編集された資料
- イ 書き込みを目的として編集された資料
- ウ 著しく耐久性に欠ける資料
- エ 一枚物の楽譜
- オ CD・DVD等が主体であり、図書がそれらの付属物である資料
- カ 問題集
- キ 通信販売などのカタログ

④ 図書館利用に障害がある市民のために大活字本・CD等を収集する。外国語資料は、日本語を母語としない利用者へのサービスを視野に入れて、必要な資料を収集する。

⑤ 本館参考資料室の郷土資料コーナーでは、柏市を中心に関連の深い周辺一帯を含めた地域の図書・行政資料・逐次刊行物・小冊子等の資料を収集する。また、分館でも必要に応じて収集に努める。

⑥ 新聞は主要日刊紙を中心に収集する。外国語の新聞は代表的なものを収集する。

⑦ 雑誌は各分野の基本的なものを収集する。

⑧ 図書及び図書館に関する資料は積極的に収集する。

⑨ 視聴覚資料(AV資料)についてはCD・DVD等を収集対象とする。これらの選定にあたつ

ては、各種雑誌・新聞等の評価を参考とする。

- ⑩ 漫画は、現在日本文化の一部となり市民権を得ているため、図書館資料として扱う。一般成人向け・児童向けともに現物を見た上で、過激な暴力描写・性描写等に留意し収集する。いわゆる名作を漫画化したもの・雑誌等に連載中のものは原則として収集しない。ストーリー漫画については、賞を取った作品・評価の定まったものから選定する。リクエストについては所蔵分のみ受け付け、未所蔵のものは次回の選定時に参考にする。
- ⑪ 古書については古書店等からの収集に努める。
- ⑫ 寄贈図書の受け入れについては、以上に述べた基準を適用する。寄贈を受ける際は、一切の判断を図書館側が行う旨の了承を得る。コーナーの設置は原則的におこなわない。
- ⑬ 収集後に何らかの問題が生じた場合は、資料選定会議で協議し必要な措置を講ずる。

(2) 資料の選定方法は以下のとおりとする。

- ① 書店の店頭見計らい・書店・出版社の持ち込み・郵送による見計らい等の現物による選定
- ② 新聞・雑誌の書評・廣告・インターネット情報等のツールを参考にした選定

3 児童資料の収集にあたっての留意点

(1) 児童資料の収集にあたっては、その特殊性から以下の理由により、選定基準とともに児童資料評価の基準を示すものである。

- ① 子どもは読むものを選ぶ自由が少ない。与えられたものを、たまたま目にふれたものを読む。図書館を利用する子どもは、館の蔵書に依存した読書生活を営むことになる。
- ② 子どもの時代は、書物に対する好みや、質の感覚が養われる時である。この時代にふれる書物の影響は大人になってからの読書にはない、深く永続的なものがある。
- ③ 子どもの時代は、短く貴重である。子どもの本の中には、ある年令の子どもにしか十分楽しめない種類のものもあり、数・多様性よりも、質が重要視されなければならない。

(2) 評価の基本

基本的姿勢は次のとおりとする。

① 自分で評価する。

児童図書を選書する場合は、自分の感性、自分の価値判断に頼って、直接本に当ってこれを評価すべきである。失敗や片寄りを恐れるあまり、機械的に新刊書を揃えたり、全面的に各種のリストに依存すべきではない。

② 子どもに代わって評価する。

自分がある作品を好きか嫌いかということと、その作品が客観的に見てよく書けているかいなかということは別のことである。子どもがそれをどう受け取るだろうかという視点を忘れてはならない。

この視点を自分のものにするためには、目の前にいる子どもを観察すること、自分自身の子どもの頃のことをできるだけ思い出すこと、そして関連した書物を読むことである。

③ 蔵書全体との関係において評価する。

その本、あるいは作品自体の価値を評することではなく、蔵書に加える価値があるかどうかを判断することである。

多少の欠点があるにもかかわらず、他に代替本がない場合は受けざるを得ない。しかし、その経過

は通っていなければならない。

④ 継続して評価する。

受入れた本については、その後の子どもの評価や利用状況を見て、継続的にその本を評価していく必要がある。

その後の措置としては、適当な時期に廃棄するか、または、複本を追加して蔵書全体のバランスをはかっていく。

(3) 蔵書の基本的理念

蔵書の基本的理念は、次のとおりとする。

- ① 健康なのびのびした生活感情がみなぎっている。
- ② 奇想天外な想像力の世界が展開されていて自由な心や笑いを引き起こす。
- ③ 人間を取り巻く、自然、社会について、深く広い正しい認識を得させる。
- ④ 人類が積み上げてきた文化遺産に尊敬の心をいただかせる。
- ⑤ 子どもの持つ美しい心の成長にかない、正義感、真理、真実、などの探求心を育てる。
- ⑥ 科学的なものの考え方、生き方の基礎を養う。
- ⑦ 人間の尊厳を深く握み、しっかりした自己確立と批判精神を備えさせる。
- ⑧ 労働と生産への自覚を促し、働く人々の美しさにめざめさせる。
- ⑨ 子どもの持つ無限の想像力に答え、彼らの心の成長、創造性を切り開き促進する契機になる。
- ⑩ 平和と民主主義的国際理解を育てる。

(4) 選定の具体的基準

一般的共通事項

① 内容

- ア 知識は正確でわかりやすく、公正でかつ時代の進歩に応じ論理的に発展しているか。
- イ 俗悪に流れず、健全で文学性があり、子どもに想像力をもたせ、感情を豊かにすることができますか。
- ウ 子どもの要求や能力に合致し、経験を充実させることができますか。

② 表現

- ア 読者の発達段階に適した表現を用いそれが内容を表すのに十分であるか。また、子どもの心情を豊かにするよう叙述されているか。
- イ 漢字、かなづかいが標準に合致し、明瞭で正確な写真・絵画・グラフ・図表などにより視覚化し、子どもの理解を助けているか。
- ウ 翻訳は、原文の意味を正確に伝え理解しやすいか。また原著について解説がついているか。

③ 外観

- ア 製本、装丁が整い、大きさが適當であるか。
- イ 用紙は、印刷または読書に適しており、印刷は鮮明で活字の大きさ、行間の余白は適當であるか。
- ウ 書名、目次、索引、参考図書など本の構成は適當であるか。著者、出版社は信頼できるか。また価格は適當で容易に購入できるか。

(5) 具体的事項

選定の具体的事項は、次のとおりとする。

① 絵本

- ア 絵が見る者に訴えかけるものを持っているか。

- イ 絵がストーリーを語ってくれているか。
- ウ 絵と文が一本化されているか。
- エ 構図がしっかりしているか、色はどうか。
- オ 子どもにふさわしい、暖かみのある絵か。
- カ ストーリーは、子どもにふさわしいか。
- キ 子どものために出版されたものか。

② よみもの（童話）・民話

- ア 豊かな想像力（物語性）を有したものであるか。
- イ 子どもの立場に立った現代市民感覚にマッチしたものであるか。
- ウ 健康で明るく人生を肯定し、人間を信頼するヒューマニズムに裏づけられたものであるか。
- エ 外国文学は、ダイジェストの購入を避ける。また、訳文が適切であるか。
- オ 古典、伝説は文学として一定の評価を得ており、今まで子どもに読み継がれ、かつ現代的意味を有するか。
- カ 民話の持っている内容（主題・筋運び・人物像）と、形式（語りくち・ことば）を正しくとらえているか。
- キ すぐれた原話の再話であるか。
- ク 詩・童謡等は、ことばのリズム感覚が適切か。

③ ノンフィクション（実用書・参考図書）

- ア 新しく正確な情報に基づいて書かれているか。
- イ 専門用語についてよく説明されているか。
- ウ 索引が整備されているか。
- エ 出典が明確か。
- オ 執筆者、編集者の専門性と責任を持った仕事がなされているか。
- カ 表現方法が対象とする年令にふさわしいものか。

④ 伝記

- ア 被伝者の行動や業績が歴史的背景とのかかわり合いの中で描かれているか。
- イ 被伝者の生活の全面が、欠点をも含めて人間的にとらえられているか。
- ウ 生涯史となっているか。
- エ 作者と被伝者とのかかわりに意義が認められるか。
- オ 作品に現代的意義が認められるか。
- カ 文学的形象性が豊かで感動深い作品となっているか。
- キ 記述に誤りはないか。

⑤ 紙芝居

- ア 絵本に準じる。
- イ 離れて見ることが多いので線と色がはっきりしたもの、性格がドラマチックなものの方が適している。

この収集方針は、平成20年10月16日から施行する。

1 6 柏市立図書館資料除籍基準

(目的)

第1条 この基準は、柏市立図書館における図書館資料の除籍に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 書架の合理的な運営を図り、利用しやすい蔵書構成を維持するために、図書館資料の除籍を行う。

(除籍対象資料)

第3条 除籍の対象となる資料及びその基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 亡失

- ア 資料点検の結果所在不明となった資料で3年以上所在不明のもの
- イ 貸出資料のうち督促等の努力をしたにもかかわらず3年以上回収不能なもの
- ウ 利用者が紛失、汚損又は破損した資料で現品での弁済が不可能なもの
- エ 不可抗力による災害、その他事故などにより亡失したもの

(2) 不用

- ア 汚損、破損が著しく、補修が不可能な資料で、同類資料のあるもの
- イ 時間の経過によって内容が古くなり、資料価値のなくなったもの
- ウ 利用が著しく低下し、新たな資料で代替できるもの
- エ 不必要となった複本

(3) 数量更正

資料を分冊または合冊し、資料数が増減するもの

(除籍対象外資料)

第4条 次の各号に掲げる資料については、原則として除籍の対象としない。

- (1) 地域資料で複本がないもの
- (2) 入手が困難で、資料価値の高いもの

(除籍の決定)

第5条 除籍の決定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 除籍にあたっては、除籍基準に基づき除籍資料の選定を行うものとする。
- (2) 館長は、前号の選定結果に基づき除籍を決定するものとする。

(除籍処理)

第6条 除籍を決定した資料の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館資料マスターを抹消する。
- (2) 除籍図書館資料明細書を作成する。
- (3) 図書館資料の図書番号（バーコード）を抹消する。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、図書館資料の除籍に関する事項については、館長が別に定める。

附 則

この基準は、昭和 59 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

平成26年度 図書館年報

平成27年 3月31日発行

編集・発行 柏市教育委員会

柏市立図書館

〒277-0005

柏市柏5丁目8番12号

TEL. 04 (7164) 5346

